

第5回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日(水曜日)

午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

当社本社ビル 2階ホール

東京都港区芝浦二丁目5番1号

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
- 第9号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第10号議案 会計監査人選任の件
- 第11号議案 ダルトンらによる大規模買付行為等が企図されている現状（有事）を踏まえたダルトンらが当社の対応方針を遵守せず大規模買付行為等を行った場合における対抗措置の発動に関する承認の件

<株主提案>

- 第12号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件



証券コード：4886



あすか製薬ホールディングス株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私たち「あすか製薬ホールディングス」は、「先端の創薬を通じて人々の健康と明日の社会に貢献する」という経営理念のもと、「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け着実に歩みを進めております。

お陰様で2025年度は、売上高711億円、営業利益率8.2%、ROE8.0%と「中期経営計画2025」の財務目標を全て達成いたしました。

当社グループは、持続的な成長とさらなる企業価値の向上に向け、2026年度を初年度とする「中期経営計画2028」を策定し、売上高850億円、営業利益率10%、ROE8%の目標を掲げ、企業価値の最大化を力強く推進してまいります。また、株主還元の拡充とガバナンスの向上も推進してまいります。本年の株主総会におきましては、監督機能の強化と、より透明性の高い経営体制の構築を図るため、「監査等委員会設置会社」への移行をご提案しております。詳細につきましては、本招集ご通知ならびに当社ウェブサイトをご高覧ください。

株主の皆様におかれましては、当社グループの成長にご期待いただくとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 山口 惣大

目次

- 第5回定時株主総会招集ご通知 …… 1P
- 株主総会参考書類 …… 7P
- [添付書類]
- 事業報告 …… 61P
- 連結計算書類 …… 81P
- 計算書類 …… 84P
- 監査報告 …… 88P

株主各位

証券コード 4886
2026年6月 5日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月26日

東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬ホールディングス株式会社
代表取締役社長 山口 惣大

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asca-pharma-hd.co.jp/invest/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4886/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（「銘柄名（会社名）」に「あすか製薬ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4886」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使

上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

→4頁～6頁をご覧ください。

書面による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。→4・5頁をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都港区芝浦二丁目5番1号 あすか製薬ホールディングス株式会社 本社ビル 2階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第5期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第5期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 <会社提案> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対す る譲渡制限付株式報酬制度の改定の件 第9号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限 付株式の付与のための報酬決定の件 第10号議案 会計監査人選任の件 第11号議案 ダルトンらによる大規模買付行為等が企図されている現状（有 事）を踏まえたダルトンらが当社の対応方針を遵守せず大規模買 付行為等を行った場合における対抗措置の発動に関する承認の件 <株主提案> 第12号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

以上

- ご返送いただいた議決権行使書の各議案につき、賛否の表示がない場合、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示があったものとしてお取扱いたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 業務の適正を確保するための体制
 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 3. 連結計算書類の連結注記表
 4. 計算書類の個別注記表
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.aska-pharma-hd.co.jp/>)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～60頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)

午後5時35分到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォン等より議決権を行使いただけます。
詳しくは、インターネットによる議決権行使のご案内をご覧ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)

午後5時35分完了分まで

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第5回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会
開催日時

2026年6月24日(水曜日)

午前10時

(議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書		議決権の数	
あすか製薬ホールディングス株式会社 御中		_____ 個	
私は2026年6月24日開催の定時株主総会(継総会または延会の場合を含む)の議案につき、下記(賛否を○印で表示)のとおり、議決権を行使します。			
会社提案議案	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号	2026年6月 日	
賛 否	賛 否 否 (無) 賛 (無) 否 (無) 否 否 否 否 否 否 否		
株主提案議案	第12号		
賛 否	賛 (無) 否 (無)	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 当社取締役会は株主提案に反対しております。 当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 </div>			
議決権の数 基準日現在のご所有株式数 _____ 株 議決権の数 _____ 個		議決権の数は1単元ごとに1個となります。 お願い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。 2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行ってください。 (一) ①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法 ②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (https://evotetr.mufg.jp/) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行ってください。 (二) ③第3号議案および第4号、第12号において、候補者の一部の者につき、異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。	
ログイン用QRコード QRコード		ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX パスワード XXXXXX	
あすか製薬ホールディングス株式会社			

次頁のご記入方法をご参照ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第12号議案は一部の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこの議案に**反対**しております。詳細は55頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

会社提案議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	株主提案議案	第12号
	賛	賛	賛 /但し を除外	賛 /但し を除外	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛		賛 /但し を除外
	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否		否

〈株主提案〉に賛成する場合

株主提案議案	第12号
	賛 /但し を除外
	否

次頁のインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照のうえ、賛否をご入力ください。

※各議案につき、賛否の表示がない場合、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

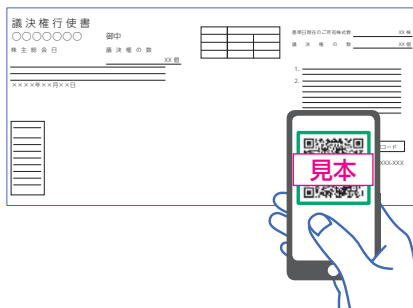
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

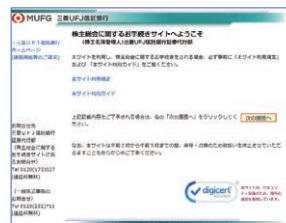


ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使サイトにアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」「仮パスワード」をご入力ください。



3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話：0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第11号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、配当方針につきまして、業績連動利益配分として、連結配当性向30%を目安としております。また、1株当たり配当金の下限は年間30円として、業績に連動した利益還元を行いつつ安定的な配当を維持する方針としております。当期の期末配当につきましては、堅調な業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき33円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間の配当金は中間配当金27円と合わせて、1株につき60円、連結配当性向は31.4%となります。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

(2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額

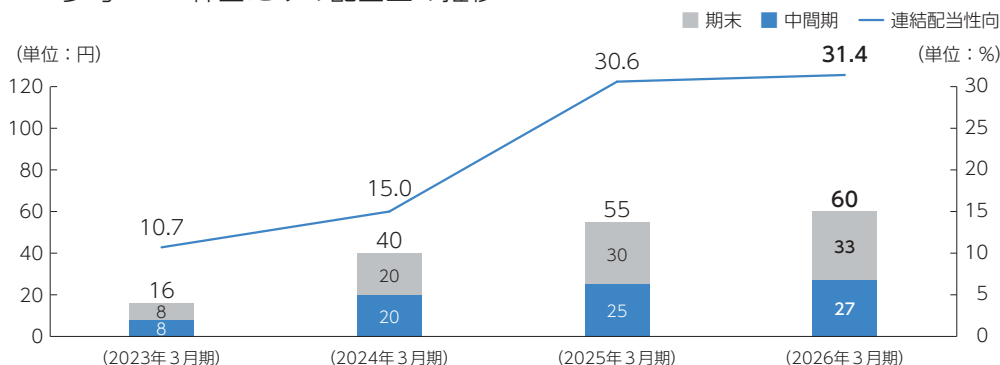
当社普通株式1株につき 金33円

配当総額 937,137,762円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

<ご参考> 1株当たりの配当金の推移



<ご参考> 配当方針の変更

2027年3月期より配当方針を以下のとおり変更いたします。

(1)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

変更前	変更後
当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、配当方針につきましては、業績連動利益配分として、連結配当性向30%を目安としております。また、1株当たり配当金の下限は年間30円として、業績に連動した利益還元を行いつつ、安定的な配当を維持する方針としております。	当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、配当方針につきましては、業績連動利益配分として、総還元性向40%を目安に株主還元を行い、利益成長に応じた配当水準の向上を目指してまいります。あわせて、株主の皆様への利益還元の姿勢を明確にするため、累進配当（特別配当を除く）を導入し、原則として減配を行わない方針とすることで、安定的な配当の維持に努めてまいります。

(2)変更の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけております。2027年3月期から開始する中期経営計画2028においては、総還元性向40%を目安に機動的に自己株式の取得を検討してまいります。こうした方針のもと、当中期経営計画期間では、株主還元のさらなる充実を図るとともに、配当の安定性および予見可能性を高めることを目的として、累進配当（特別配当を除く）を導入することとし、配当方針を変更するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、1920年の創立以来、医薬品の研究開発および安定的な供給を通じて、人々の健康と社会への貢献を使命とし、事業活動を行ってまいりました。これまで培ってきた考え方や価値観を踏まえ、当社は「先端の創薬を通じて 人々の健康と明日の社会に貢献する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。

この経営理念は、当社の経営判断および業務運営の根幹をなすものであり、長期的な視点に立った価値創造の基盤となっております。今後も、当該経営理念のもと、先端の創薬を通じて社会的課題の解決に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

このような当社の基本的な考え方が今後も変わることのないものであることを明確化するとともに、事業活動を通じて関わる様々な関係者の皆様に当社の考え方を分かりやすく示すことを目的として、当該経営理念を定款に明記するものです。

(2) 当社は、第5回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的に、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(3) その他、上記の各変更に伴う条数の繰上げおよび字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更部分）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="384 266 500 291"><u><新設></u></p> <p data-bbox="131 763 495 789">第2条～第3条 (条文省略)</p> <p data-bbox="160 836 232 861">(機関)</p> <p data-bbox="131 870 727 934">第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol data-bbox="213 943 399 1079" style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 <p data-bbox="131 1123 388 1149">第5条 (条文省略)</p> <p data-bbox="140 1192 308 1218">第2章 株式</p> <p data-bbox="131 1265 523 1291">第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="780 266 913 291"><u>(経営理念)</u></p> <p data-bbox="752 299 1380 719">第2条 当社は、「<u>先端の創薬を通じて 人々の健康と明日の社会に貢献する</u>」を経営理念に掲げる。<u>当社の存在意義は、すべての生命の「あすも、みらいも、すこやかに」を実現することであり、「あすか」独自のスペシャリティを通じてグローバルなヘルスケア課題の解決に取り組むことにより、新たな価値を創造し、すべてのステークホルダーへ持続可能な価値を提供する。当社は、高品質な製品・サービスを安定的に提供することにより、ステークホルダーの皆様</u>に貢献する。</p> <p data-bbox="752 763 1149 789">第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="775 836 852 861">(機関)</p> <p data-bbox="752 870 1359 934">第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol data-bbox="836 943 1047 1079" style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査等委員会 3 <u><削除></u> 会計監査人 <p data-bbox="752 1123 1038 1149">第6条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="762 1192 932 1218">第2章 株式</p> <p data-bbox="752 1265 1174 1291">第7条～第13条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="142 263 364 291">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="131 334 545 362">第13条～第18条 (条文省略)</p> <p data-bbox="142 405 526 433">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="160 512 235 541">(員数)</p> <p data-bbox="142 548 742 613">第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="390 621 495 650"><u><新設></u></p> <p data-bbox="160 836 291 864">(選任方法)</p> <p data-bbox="131 872 742 937">第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="223 979 415 1008">2 (条文省略)</p> <p data-bbox="223 1016 415 1044">3 (条文省略)</p> <p data-bbox="160 1087 235 1115">(任期)</p> <p data-bbox="131 1123 742 1223">第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p data-bbox="763 263 985 291">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="756 334 1199 362">第14条～第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="763 405 1372 470">第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p data-bbox="781 512 857 541">(員数)</p> <p data-bbox="756 548 1366 613">第20条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="843 621 1372 686"><u>2 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。</u></p> <p data-bbox="843 694 1372 759"><u>3 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="781 836 913 864">(選任方法)</p> <p data-bbox="756 872 1372 972">第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="843 979 1065 1008">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="843 1016 1065 1044">3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="781 1087 857 1115">(任期)</p> <p data-bbox="756 1123 1372 1259">第22条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>2 増員または任期の満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の任期の満了する時までとする。</p>
<p><新設></p>	<p>3 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p><新設></p>	<p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><新設></p>	<p>5 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の 必要があるときはこれを短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催する ことができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等 委員に対し会日の3日前までに発する。 ただし緊急の必要があるときはこれを短 縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員会を 開催することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u><新設></u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>第26条～第27条 （条文省略）</p>	<p>第29条～第30条 （現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;"><u><新設></u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第31条 監査等委員会に関するその他の事項は監査等委員会が別に定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第28条 （条文省略）</p>	<p>第32条 （現行どおり）</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;"><u><削除></u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(員数)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u><削除></u></p>
<p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u><削除></u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(選任方法)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u><削除></u></p>
<p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選</p>	
<p>任する。</p>	
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使す</p>	
<p>ることができる株主の議決権の3分の1</p>	
<p>以上を有する株主が出席し、その議決権</p>	
<p>の過半数をもって行う。</p>	

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u><削除></u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><u><削除></u></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><u><削除></u></p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第34条 監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規則による。</p>	<p><u><削除></u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="163 266 394 288"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="131 299 756 503">第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="217 515 756 757">2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="142 802 306 825">第6章 計算</p> <p data-bbox="131 870 542 893">第36条～第39条 （条文省略）</p> <p data-bbox="390 1052 495 1075"><u><新設></u></p>	<p data-bbox="1014 228 1112 250">変更案</p> <p data-bbox="1014 266 1120 288"><u><削除></u></p> <p data-bbox="768 802 932 825">第5章 計算</p> <p data-bbox="757 870 1194 893">第33条～第36条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="768 1052 822 1075">附則</p> <p data-bbox="783 1127 1230 1150"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="768 1158 1369 1324">当社は、第5回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名		性別	当社における地位 および担当	取締役会への 出席状況
1	やま ぐち たかし 山口 隆	再任	男性	代表取締役会長	100% (15回/15回)
2	やま ぐち そう た 山口 惣大	再任	男性	グループ全社統括 代表取締役社長	100% (15回/15回)
3	まる お あつ し 丸尾 篤嗣	再任	男性	代表取締役専務取締役 社長補佐、サステナビ リティ担当	100% (15回/15回)
4	もり ま い こ 森 麻衣子	再任	女性	取締役常務執行役員	100% (15回/15回)
5	やま ぐち ふみ よし 山口 文豊	再任	男性	取締役常務執行役員	100% (15回/15回)
6	あわ ばやし みのる 粟林 稔	再任	男性	社外取締役	93.3% (14回/15回)
7	えのき ど やす じ 榎戸 康二	再任	男性	社外取締役	100% (15回/15回)
8	かり た か なえ 苅田 香苗	再任	女性	社外取締役	100% (15回/15回)
9	か どう きよ こ 加藤 聖子	再任	女性	社外取締役	90.9% (10回/11回)
10	ジェームス・フェリシアノ James C. Feliciano	新任	男性	社外 独立	—

(注) 加藤聖子氏の出席状況は、2025年6月24日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

やまぐち

山口

たかし

隆

(1952年5月10日生)

再任



所有する当社の株式数
707,758株

取締役在任期間
(本総会終結時)
5年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年 4月 あすか製薬株式会社入社
1987年 12月 あすか製薬株式会社取締役
1991年 6月 あすか製薬株式会社代表取締役社長
2021年 4月 当社代表取締役社長
2021年 6月 あすか製薬株式会社代表取締役会長（現任）
2025年 6月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しております。1991年6月より30年間、あすか製薬の代表取締役社長として経営全般を適切に統括し、また2021年4月からは当社社長、2025年6月からは当社会長として企業価値のさらなる向上を目指して強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社グループの持続的な成長と経営ビジョン実現にとって不可欠であると判断していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

やまぐち

山口

そう た

惣大

(1983年12月17日生)

再任



所有する当社の株式数
144,600株

取締役在任期間
(本総会終結時)
5年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2008年 4月 株式会社日立製作所入社
2011年 5月 弁理士登録
2016年 2月 あすか製薬株式会社入社
2017年 6月 あすか製薬株式会社取締役常務執行役員（創薬研究担当）
2019年 6月 あすか製薬株式会社常務取締役（創薬研究、開発、事業戦略担当）
2020年 4月 あすか製薬株式会社常務取締役（創薬研究、開発、事業開発、メディカルアフェアーズ担当）
2021年 4月 当社取締役
2021年 6月 当社代表取締役専務取締役
2021年 6月 あすか製薬株式会社代表取締役社長（現任）
2025年 6月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、弁理士として知的財産権に関する専門知識と大手企業の知財部門での豊富な業務経験を有しております。2017年6月のあすか製薬取締役就任以降は同社の創薬研究部門、開発部門および事業戦略部門を担当、2021年6月より同社、2025年6月より当社の代表取締役社長に就任しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

まる お あつし
丸尾 篤嗣

(1959年2月10日生)

再任



所有する当社の株式数
49,000株

取締役在任期間
(本総会終結時)
5年3か月

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
2009年 4月 同行東北支配人仙台支社長
2010年10月 あすか製薬株式会社執行役員
2011年 6月 あすか製薬株式会社取締役常務執行役員
2014年 6月 あすか製薬株式会社専務取締役
2015年 6月 株式会社あすか製薬メディカル取締役、あすかアニマルヘルス株式会社取締役
2019年 6月 あすか製薬株式会社代表取締役専務取締役
2021年 4月 当社取締役
2021年 6月 当社代表取締役専務取締役
2021年 6月 あすか製薬株式会社取締役副会長（現任）
2023年 4月 当社代表取締役専務取締役（サステナビリティ担当）（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、大手金融機関での豊富な経験と実績を有し、経営・財務に関する高い専門性と幅広い見識を備えております。2014年6月のあすか製薬専務取締役就任以降は、当社グループの全社戦略・ガバナンス等を統括しており、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

もり まいこ
森 麻衣子

(1964年4月20日生)

再任



所有する当社の株式数
16,200株

取締役在任期間
(本総会終結時)
4年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 あすか製薬株式会社入社
2011年 6月 あすか製薬株式会社医薬情報部長
2017年 7月 あすか製薬株式会社薬制部長
2020年 4月 あすか製薬株式会社信頼性保証本部長
2020年 6月 あすか製薬株式会社執行役員（信頼性保証本部長）
2022年 6月 あすか製薬株式会社取締役常務執行役員（信頼性保証本部長）（現任）
2022年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、あすか製薬の信頼性保証部門の要職を経て、執行役員を務めるなど豊富な業務経験と深い見識を有しております。また、女性の視点による多様な議論を通じて、今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

やまぐち

山口

ふみよし

文豊

(1986年11月3日生)

再任



所有する当社の株式数
9,400株

取締役在任期間
(本総会終結時)
4年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2011年 7月 あすか製菓株式会社入社
2019年 4月 あすか製菓株式会社執行役員（新規事業開発担当、ヘルスケア事業推進室副室長）
2020年 6月 あすか製菓株式会社執行役員（特命事項担当、あすかアニマルヘルス株式会社取締役）
2021年 1月 あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長（現任）
2021年 6月 当社執行役員（特命事項担当、あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長）
2022年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、あすか製菓の管理部門や営業部門を経て、当社の執行役員や子会社の代表取締役社長を務めるなど、会社経営や業務執行の監督に関する高い知見を備えております。今後も当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

あわばやし

栗林

みのる

稔

(1952年12月19日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年 7月 日本ヨーフロー株式会社設立 代表取締役社長
1983年 7月 米国Pacific Marketing Partners, Inc.設立 Managing Director
1997年 7月 日本オムニグロー株式会社設立 代表取締役副社長
2005年 4月 日本オムニグロー株式会社 代表取締役社長
2016年 4月 株式会社竹中パートナーズシニアバイスプレジデント
2023年 6月 当社社外取締役（現任）
2024年10月 株式会社M&A戦略アドバイザーズ 代表取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、日本企業と外国企業の海外進出コンサルティング業務に長年にわたり従事し、企業経営や業務執行の監督に深い見識を有しております。また、貿易および国内外の流通に関する豊富な知見、加えて米国コンサルティング会社での海外勤務経験は、当社グループの経営に関する適切な助言・監督等が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

えのき ど

榎戸

やす じ

康二

(1960年6月30日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
2007年 8月 パナソニックアビオニクス社社長
2015年 6月 パナソニック株式会社常務取締役、AVCネットワークス社社長
2016年 4月 パナソニック株式会社代表取締役専務
2017年11月 創援株式会社代表取締役社長（現任）
2021年 9月 Cars株式会社社外取締役（現任）
2021年11月 株式会社ファームノートホールディングス社外取締役（現任）
2023年 6月 当社社外取締役（現任）
2024年 3月 大和ハウスベンチャーズ株式会社社外取締役（現任）
2025年 3月 株式会社エネコート社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大手電機メーカーの経営者として長年にわたり活躍し、企業経営や業務執行の監督に深い見識を有しております。また、事業再生・新規事業分野における豊富な経験、さらには海外勤務で培ったグローバルな視点も兼ね備えており、当社グループの経営に関する適切な助言・監督等が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

かり た

莉田

かな え

香苗

(1963年7月2日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
2年

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 3月 東京大学医学部保健学科卒業
1988年 3月 東京大学大学院医学系研究科修士課程修了
2007年 9月 杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室准教授
2015年 4月 杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授（現任）
杏林大学男女共同参画推進室室長
2019年 6月 日本医学会連合理事
日本医学会幹事（現任）
2022年 3月 環境省光化学オキシダント健康影響評価検討会委員
2024年 4月 内閣府食品衛生基準審議会委員（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）
2025年 6月 日本医学会連合監事（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、医学者として公衆衛生学の分野における高いレベルの専門知識と幅広い経験を有しております。また、男女共同参画へ積極的に取り組むなど、「女性の健康への貢献」を目指す当社グループの社外取締役として活躍が期待されることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

かとう きよこ
加藤 聖子 (1960年9月6日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

1986年3月 九州大学医学部卒業
2009年7月 順天堂大学大学院医学研究科産婦人科講座准教授
2012年8月 九州大学大学院医学研究科産婦人科病態生理学教授
2015年11月 日本女性医学学会理事 (現任)
2023年6月 日本産科婦人科学会理事長
2025年6月 当社社外取締役 (現任)
日本産科婦人科学会常務理事 (現任)
日本医学会連合理事 (現任)
日本医学会幹事 (現任)
2026年4月 福岡山王病院病院長 (現任)
国際医療福祉大学大学院医学部教授 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、医学者として産科婦人科領域における最高レベルの専門知識と幅広い経験を有しております。当社グループの医薬品事業開発等における重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

ジェームス・フェリシアノ
James C. Feliciano (1969年9月22日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

2009年10月 ファイザー株式会社ワクチン事業統括部長
2013年11月 メルクセルロノ株式会社 (現メルクバイオファーマ株式会社) 代表取締役社長
2015年6月 アッヴィ合同会社 社長
2025年3月 3C Advisor GK 社長 (現任)
2025年9月 株式会社 Surzen Biotherapeutics 代表取締役社長 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、外資系製薬企業で事業統括部長や日本法人代表取締役を歴任し、製薬企業の経営とグローバルビジネスにおける極めて高度な知見および業界内外における豊富な人的ネットワークを有しております。当社グループの企業経営およびグローバル化、ダイバーシティを強化するための役割を期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 粟林稔氏、榎戸康二氏、苅田香苗氏、加藤聖子氏およびジェームス・フェリシアーン氏は、社外取締役候補者であります。5氏は、後記の当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有していると判断しております。
3. 当社は、粟林稔氏、榎戸康二氏、苅田香苗氏および加藤聖子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、ジェームス・フェリシアーン氏は、同取引所が定める独立役員の要件を満たしており、今回、5氏の選任が承認された場合は、当社は5氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、粟林稔氏、榎戸康二氏、苅田香苗氏および加藤聖子氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。第2号議案および本議案が承認可決され、4氏が取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任した場合は、定款に基づき4氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、ジェームス・フェリシアーン氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額とします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約によって填補することとしております。第2号議案および本議案が承認可決され、各候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 各候補者の所有する当社の株式数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものとしたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名		性別	当社における地位	監査役会への 出席状況
1	ぐんじ くにひろ 軍司 国弘	新任	男性	監査役	100% (17回/17回)
2	きむら たかお 木村 高男	新任	男性	社外監査役	100% (17回/17回)
3	やました こうき 山下 功起	新任	男性	社外監査役	100% (12回/12回)

(注) 山下功起氏の出席状況は、2025年6月24日の就任以降に開催された監査役会のみを対象としております。

候補者番号

1

ぐんじ くにひろ
軍司 国弘

(1961年9月26日生)

新任



所有する当社の株式数
12,200株

監査役在任期間
(本総会終結時)
2年

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1984年4月 あすか製薬株式会社入社
2008年10月 あすか製薬株式会社営業企画部長
2016年10月 あすか製薬株式会社営業本部副本部長
2018年6月 あすか製薬株式会社執行役員 (開発本部長)
2020年6月 あすか製薬株式会社執行役員 (監査、法務・コンプライアンス担当)
2021年4月 当社執行役員 (グループ監査、グループ法務・コンプライアンス担当)
2022年10月 あすか製薬株式会社執行役員 (情報提供プロモーション監督室長)
2024年6月 当社監査役 (現任)、あすか製薬株式会社監査役 (現任)、株式会社あすか製薬メディカル監査役 (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、あすか製薬の営業部門、開発部門の要職を経て当社グループの監査、法務・コンプライアンス担当の執行役員を務めるなど幅広い専門知識と業務執行の監督に関する高い知見を備えております。これらの知識・経験は、当社グループの監査体制の維持・強化、ならびに取締役会での戦略的議論および取締役会の監督機能の更なる強化に欠かせないものと判断することから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

きむら たかお
木村 高男

(1951年8月9日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外監査役在任期間
(本総会終結時)
5年3か月

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1975年11月 ヘキストジャパン株式会社 (現サノフィ株式会社) 入社
2000年7月 ニコメッドアマシャム株式会社代表取締役社長
2002年12月 アベンティスファーマ株式会社 (現サノフィ株式会社) 執行役員事業開発本部長
2010年4月 サノフィ・アベンティス株式会社 (現サノフィ株式会社) 執行役員アジアパシフィックリージョン事業開発統括部門長
2016年2月 合同会社TKファーマパートナーズ設立 代表社員
2017年6月 あすか製薬株式会社社外監査役
2021年4月 当社社外監査役 (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、これまで外資系大手製薬企業の事業開発部門で要職を務めており、高度で専門的な知識を有しております。また医薬品開発に精通しているだけでなく、企業経営に関する豊富な経験も兼ね備えております。これらの知識・経験は、当社グループの監査体制の維持・強化、ならびに取締役会での戦略的議論および独立した観点からの取締役会の監督機能の更なる強化に欠かせないものと判断することから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やました

山下

こうき

功起

(1963年2月28日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

社外監査役在任期間
(本総会終結時)
1年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1988年4月 東京国税局入局
2014年7月 川崎西税務署副署長
2019年7月 左京税務署長
2020年7月 東京国税局調査第一部広域情報管理課長
2022年7月 神田税務署長
2023年8月 税理士法人LRパートナーズ川崎事務所長
2025年6月 当社社外監査役（現任）
2025年12月 山下功起税理士事務所代表（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、税理士として税務、財務および会計等における高度な知識と豊富な業務経験を有しております。これらの知識・経験は、当社グループの監査体制の維持・強化、ならびに取締役会での戦略的議論および独立した観点からの取締役会の監督機能の更なる強化に欠かせないものと判断することから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村高男氏、山下功起氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、後記の当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有していると判断しております。
 3. 当社は、木村高男氏および山下功起氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。今回、両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 当社は、第2号議案および本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、定款に基づき各候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額とします。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約によって填補することとしております。第2号議案および本議案が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 各候補者の所有する当社の株式数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	性別	当社における地位	監査役会への 出席状況
にし の たける 西野 武	男性	—	—

候補者

にし の たける
西野 武

(1963年12月30日生)

社外

独立



所有する当社の株式数
—株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 東京国税局入局
2013年7月 税務大学校研究部教授
2014年7月 国税庁相互協議支援官
2020年7月 行橋税務署長
2022年7月 東京国税局調査第三部次長
2023年7月 品川税務署長
2024年8月 東京税理士会税理士登録 西野武税理士事務所設立

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、国税庁での相互協議、東京国税局での国際課税、2度にわたる海外派遣など、国際的な税務における豊富な経験と知識および製薬企業に対する知見も有しており、当社グループの業務執行の監査等に十分な役割を果たすことができると判断することから、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)1. 西野武氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、後記の当社の「社外役員の独立性に関する基準」および株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、監査等委員である社外取締役就任する場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 3. 当社は、取締役および監査役との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決され、西野武氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で規定する額とします。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決され、西野武氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の金銭報酬限度額は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において取締役の報酬を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、新たに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）とすること、および、各取締役の具体的な報酬の額、支給の時期等については、取締役会の決議によるものとするにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、当該金銭報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社は2021年5月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針として、取締役報酬の方針および手続を定めておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」、本議案、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件」、および第9号議案「社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役報酬の方針および手続を49頁から50頁のとおり変更することを2026年5月25日開催の取締役会において決議しております。

本議案の上程にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職責および経済情勢等諸般の事情を考慮したうえで、全員が社外取締役にて構成する諮問委員会「グループ報酬委員会」の答申を経て取締役会において決定したものであることから、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役5名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額150百万円以内とすること、および、各監査等委員である取締役の具体的な報酬の額、支給の時期等については、監査等委員である取締役の協議により定めるものとするにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は、年額500百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、上記報酬と別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、企業価値向上の持続的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式制度を導入し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年100,000株以内とご承認いただいております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」、および第6号議案、第7号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、また、当社の取締役の報酬等の額は、年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

それに伴い、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の内容を以下のとおり改定させていただきます。

具体的には、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」を一部改定するとともに、対象取締役の報酬と当社の業績の連動性を高めるべく、当社の取締役会が予め定める業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬」を新たに導入することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名（うち社外取締役5名）となります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」として年額70百万円（うち監査等委員である取締役を除く社外取締役に対して10百万円）以内、「業績条件型譲渡制限付株式報酬」として年額70百万円以内、合わせて年額140百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の総数は、「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」として年70,000株（うち監査等委員である取締役を除く社外取締役に対して10,000株）以内、「業績条件型譲渡制限付株式報酬」として年70,000株以内、合わせて年140,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた

場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、当該方針の内容は、後記49頁から50頁をご参照ください。)、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

①在籍条件型譲渡制限付株式報酬

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されてい

ない本割当株式を当然に無償で取得する。

②業績条件型譲渡制限付株式報酬

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人にあり、かつ、当社の取締役会が予め定める業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。さらに、当社は、当該解除条件が達成されず、譲渡制限が解除されないことが明らかになった直後の時点において、当該解除条件が達成されなかった本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」、および第6号議案、第7号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、また、当社の取締役の報酬等の額は、年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

それに伴い、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象社外取締役」という。）に対して株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値向上に向けた経営の監督機能を最大限に発揮させることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象社外取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象社外取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額10百万円以内といたします。また、各対象社外取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名（うち社外取締役5名）となります。

また、対象社外取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終

値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象社外取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象社外取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象社外取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、当該方針の内容は、後記49頁から50頁をご参照ください。)、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象社外取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から15年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象社外取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象社外取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象社外取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第10号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である清陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社グループにおけるグローバル展開の事業方針や監査体制の統一化等に適した監査体制が整備されており、事業内容を踏まえた専門性、独立性、品質管理体制及びグローバル監査体制等について総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年6月30日現在)

名称	EY新日本有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー		
沿革	2000年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し監査法人太田昭和センチュリーを設立	
	2001年7月	法人名称を監査法人太田昭和センチュリーから新日本監査法人に変更	
	2008年7月	有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本監査法人から新日本有限責任監査法人に変更	
	2018年7月	法人名称を新日本有限責任監査法人からEY新日本有限責任監査法人に変更	
概要	資本金	1,221百万円	
	構成人員	公認会計士	3,061名
		公認会計士試験合格者等	1,396名
		その他	2,060名
		合計	6,517名
	関与会社数	3,805社	
	事業所等	国内：東京ほか	計17カ所
		海外：ニューヨークほか	計42カ所

ダルトンらによる大規模買付行為等が企図されている現状（有事）を踏まえたダルトンらが当社の対応方針を遵守せず大規模買付行為等を行った場合における対抗措置の発動に関する承認の件

提案の理由及び内容

1 概要

当社は、2025年7月1日開催の取締役会において、①ダルトンら（注1）による当社株券等を対象とする株式買集め及び②ダルトンらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等（当社の2025年7月1日付けプレスリリース「ダルトンらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」（以下「本対応方針プレスリリース」といいます。）Ⅲ2(2)で定めるものをいいます。以下同じです。）が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る、他の大規模買付行為等への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております（注2）。

（注1） 「ダルトンら」とは、ダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトン」といいます。）、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC）（以下「NAVF Select」といいます。）、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（Dalton Investments LLC）、ダルトン・アドバイザリー株式会社、Rosenwald Capital Management, Inc.、ライジング・サン・マネジメント（Rising Sun Management Ltd.）（以下「RSM」といいます。）、Hikari Acquisition、Michael 1925、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドの総称です。

（注2） 本対応方針の内容は、本対応方針プレスリリースをご参照ください。

本議案は、下記2（1）のとおり、現在、ダルトンらによる大規模買付行為等が企図されている状況（有事）にあり、今後、ダルトンらが本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に想定されるだけでなく、下記2（2）のとおり、ダルトンらによる大規模買付行為等が行われた場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できないと判断されることから、下記3の独立委員会による勧告を最大限尊重した上、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手したと認め

られることを条件として、本対応方針に基づく対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）を発動することの是非を当社の株主の皆様にお諮りする議案となります。本議案を上程することは、取締役全員（独立社外取締役4名を含みます。）の一致により、決議しております。

なお、当社は、下記2（1）のとおり、本対応方針において、大規模買付者（本対応方針プレスリリースⅢ2(2)で定めるものをいいます。以下同じです。）が本対応方針を遵守しない場合には、株主意思確認総会を経ることなく、当社取締役会限りで本対抗措置を発動することとしていますが、本議案は、株主意思の尊重の観点から、本定時株主総会において、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手した場合における（その時点における独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で）当社取締役会による本対抗措置の発動について、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

2 ダルトンらによる大規模買付行為等の当社取締役会の評価

（1）ダルトンらによる大規模買付行為等が企図されている現状（有事）及び本対応方針所定の手続を遵守せず大規模買付行為等が行われる蓋然性

本対応方針においては、大規模買付者が本対応方針所定の手続を遵守する場合には、仮に、当社取締役会が、大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して本対抗措置を発動すべきであると考えるときは、株主意思確認総会を開催し、当該発動につき株主の皆様のご承認を得ることとされています（本対応方針プレスリリースのⅢ2(3)④ご参照）。他方で、大規模買付者が、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することができないため、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、本対抗措置を発動するとされています（本対応方針プレスリリースのⅢ2(3)⑤ご参照）。

この点、以下の経緯及び事情を踏まえると、現在、ダルトンらによる大規模買付行為等が企図されている状況（有事）にあり、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に想定されます。

当社は、本対応方針を導入した後、当社の株主であるダルトン、NAVF及びNAVF Select（以下「当社株主ダルトングループ」といいます。）から、2025年8月18日付けで、本対応方針所定の大規模買付行為等趣旨説明書（以下「旧趣旨説明書」といいます。）を受領しました。これを受けて、当社は、本対応方針に則り、当社株主ダルトングループに対し、2025年8月25日付けで、当社

株主ダルトングループの性質や過去の投資活動、大規模買付行為等の目的や具体的内容、大規模買付行為等実施後の当社の経営方針や資本政策、当社株式の評価価格やその算定根拠等の多岐に亘る質問を記載した情報リストを交付しましたが、当社株主ダルトングループは、同月29日、当社に対し、当該質問に対する回答はインターネットや生成AIを活用して収集すべきであり、情報リストのやり取りは無駄な手続であるという趣旨の一方的な見解のみを述べ、実質的に回答を拒否しました。その後、当社は、当社株主ダルトングループに対し、改めて2回、情報リストへの回答を要請しましたが、当社株主ダルトングループが実質的な回答をすることはありませんでした（以上の詳細は、当社の2025年8月18日付けプレスリリース「当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」、同月25日付けプレスリリース「当社株券等の大規模買付行為等に係る情報リスト交付に関するお知らせ」、同年9月2日付けプレスリリース「当社株主であるダルトンらに対する当社株券等の大規模買付行為等に係る情報リストへの回答の再要請に関するお知らせ」、同月16日付けプレスリリース「当社株主であるダルトンらに対する当社株券等の大規模買付行為等に係る情報リストへの回答の再々要請に関するお知らせ」ご参照）。

その後、当社株主ダルトングループは、旧趣旨説明書を提出した日から約40日後の2025年9月30日に、旧趣旨説明書を取り下げるに至りました。しかしながら、その僅か5か月後の2026年2月19日、当社は、RSMから、①ダルトングループから社外取締役2名を受け入れ、かつ、当社との間でStandstill Agreementを締結することを求める提案、及び、②当社が当該提案を受け入れない場合には、当社が本対応方針を撤回することを条件として、ダルトングループが、当社株式を既保有分を含め最大45%まで取得することを目的とする公開買付け（以下「本TOB」といいます。）を実施する用意がある旨が記載された書簡（以下「2月19日付け書簡」といいます。）、並びに、本TOBに係る公開買付届出書のドラフトを受領しました。

このように、①ダルトンらは、本対応方針が導入されている状況下で、大規模買付行為等を開始するための本対応方針所定の手続に着手したにも拘わらず、煩瑣であることを理由に「無駄な手続」と一方的に断定して当該手続を履践せず、②その後、旧趣旨説明書を取り下げているところ、2月19日付け書簡に至る過程や期間も踏まえれば、取り下げた理由は、あくまで本対応方針所定の手続の履践を忌避したからに過ぎないと合理的に推察され、③実際、2月19日付け書簡の内容から、ダルトンらが、当社株式に対する大規模買付行為等（具体的には買付予定数の上限を45%とする公開買付け）を実施する具体的意向を引き続き有しているだけでなく、その準備も進めていることが明らかであることから、ダルトンらは、引き続き、大規模買付行為等を実施する具体的意向を有しており、且つ、本対応方針所定の手続を履践する意向はないと考えられることを踏まえると、現在、ダルトンらによる大規模買付行為等が企図されている状況（有事）にあり、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に想定されます。

(2) ダルトンらの大規模買付行為等による当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の毀損

上記(1)記載のとおり、本対応方針においては、大規模買付者が、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、特段の事由がない限り、株主意思確認総会を経ることなく、本対抗措置を発動するとされています。そして、本対抗措置は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るために発動されるものである(本対応方針プレスリリースⅢ1ご参照)ことから、「特段の事由がある場合」とは、大規模買付者が実行しようとする大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げないことが明らかである場合を指します。

この点、以下の経緯及び事情を踏まえると、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続に従うことなく大規模買付行為等を実行した場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できません。

即ち、当社は、本対応方針プレスリリースにも記載しているとおり、ダルトンらが2024年7月頃から当社株式の急速かつ大量の買集めを実施している状況下で、RSMから、2025年1月28日付け書簡により、RSM及びその投資家グループをパートナーとするマネジメント・バイ・アウト(以下「MBO」といいます。)によって当社を非公開化することの提案を受けて以降、ダルトンらより、プライベート・エクイティ・ファンド(以下「PEファンド」といいます。)主導のMBOの提案を受け続けています。しかも、2月19日付け書簡では、当社にMBOの検討を促すとともに「真摯に検討もしなかつたということになれば、経営責任の問題にもなります」との記載があったところです。

また、NAVFは、自身の2024年版のアンニュアルレポートにおいて、「“We have stepped up our engagement with several of our largest holdings and continue to urge capital allocation improvements, even to the extent of calling for MBOs or threatening tender offers for controlling minorities of outstanding shares.”(当社は主要な保有銘柄数社との対話を強化し、資本配分の改善を継続的に要請しているほか、さらにはMBOを求めたり、実質的な支配権を確保し得る株式を取得するためにTOBをせよと脅すこと(threatening tender offers)すら辞さない [和訳及び下線強調は当社])」と記載し、MBOを強引に推し進める可能性があることを自ら認めています。さらに、本対応方針プレスリリースにも記載のとおり、2005年3月23日付け日経金融新聞の記事「米ダルトン代表『株買い集め』日本の5社でMBO準備 食品・化学・商社など」では、ダルトンのチーフ・インベストメント・オフィサーであるJames B. Rosenwald III氏が、「MBO提案に向け新たに日本の上場企業五社の株式を買い集めていることを明らかにした」と報じられるとともに、ダルトンの投資手法が「当面水面下で[当社注：対象会社の株式を]買い進め、

大量保有報告書の提出義務が発生する5%に保有比率が達した段階で、経営者にMBOを提案する」ものであり、かかる手法の対象となった1件が、当社の前身である帝国臓器製薬株式会社へのMBO提案であったことが明らかにされています。当社の前身である帝国臓器製薬株式会社は、2004年8月頃から2005年2月頃にかけて、ダルトンらから、当社株式を急速かつ大量に買い集められた直後にMBOを提案され、これを断った後、過大な増配や、ダルトンらが保有していた当社株式をプレミアム付き価格で買い取ることを要求された経緯があります。

近時、ダルトンらは、複数の投資先企業において、株式を保有割合20%前後まで大量に買い集めた後に、ダルトンらの折り返し出資を伴う、PEファンドと共同のMBOを実施させており、事実上、折り返し出資を伴うMBO、非公開化を強く求めているのではないかと疑われるところです。

以上の事情を踏まえると、ダルトンらが、当社株式に係る大規模買付行為等を実施する場合には、その主たる目的の1つがMBOの実現である可能性が高いと考えられます。

また、ダルトンらは、本対応方針導入以前から当社に対しPEファンド主導のMBOを提案していますが、当社の2025年8月18日付けプレスリリース「当社株主であるダルトンらとの対話経緯に関するお知らせ」（以下「対話経緯プレスリリース」といいます。）にも記載しているとおり、ダルトンらは、本対応方針導入以前から当社に対しプライベート・エクイティ・ファンド（以下「PEファンド」といいます。）主導のMBOを提案していますが、当社としては、PEファンド主導のMBOは、当社が、一般に利払い負担の大きいLBOローンに係る多額の借入金を背負うことになり、その元利金の返済義務の履行のために、機動的かつ大規模な研究開発投資を含む必要な投資が困難となる他、財務基盤が脆弱化することで、新製品の開発や生産設備の維持・増強、ひいては医薬品の安定的供給等に支障を来しかねないことに照らすと、当社の中長期的な企業価値（ひいては株主の皆様共同の利益）の最大化を妨げるおそれがあると考えております。

さらに、対話経緯プレスリリースにも記載のとおり、ダルトンらは、当社に対し、折り返し出資（ダルトンらがMBO実施時に一度、保有する当社株式を売却し、買付者が当社の全株式を保有した後に、ダルトンらが再度当社に出資するスキーム）を前提とするMBOを提案していますが、一般に、公開買付け後に折り返し出資が予定されている場合には、折り返し出資者（ダルトンら）にとっては、その後の出資額を抑える観点から、当該公開買付けの公開買付価格は高額でないことが望ましいということになるため、折り返し出資者と一般株主の間には利益相反の問題が発生します。したがって、ダルトンらが提案する折り返し出資を前提とするMBOは、当社の一般株主の皆様共同の利益を害するおそれが否定できません。

以上の事情を踏まえると、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続に従うことなく大規模買付行為等を実行した場合には、①ダルトンらが、当社にMBOを強要する可能性が高いと考えられ、②(i)当社がこれを断った場合には、過大な増配や、ダルトンらが保有している当社株式をプレミアム付き価格で買い取ることを要求され、(ii)MBOが実現される場合には、PEファンド主導でMBOが

実施されることにより、当社がLBOローンに係る多額の借入金を背負ったり、折り返し出資を含むスキームが採用されることにより、ダルトンらと当社一般株主の皆様との間で構造的な利益相反関係が生じたりすることで、当社の中長期的な企業価値の最大化や一般株主の皆様共同の利益が阻害される可能性が否定できません。

また、ダルトンらが実施すると考えられる大規模買付行為等の具体的内容について、ダルトンらは、2月19日付け書簡で、当社が本対応方針を撤回することを条件として本TOBを実施する用意がある旨を主張していますが、本TOBは、その買付予定数の上限が45%に設定されているため、構造的な強圧性が存在しており、当社的一般株主の皆様共同の利益を害するおそれがあります。即ち、仮にダルトンらが当社株式の45%を取得した場合、ダルトンらは、株主総会の特別決議事項（行使された議決権の3分の2以上の賛成で可決される）について拒否権を持つのみならず、当社の議決権行使比率に鑑みれば、普通決議事項（行使された議決権の過半数の賛成で可決される）についても決定権を有することとなります。すると、当社株主の皆様が、ダルトンらが当社の経営に強い影響を及ぼしている状況の下では、当社の中長期的な企業価値ないし株主共同の利益が損なわれる可能性があると考える場合、そのような会社の少数株主に留まるよりは、不本意ながらいち早く市場において当社株式を売却した方がよいと、不本意な当社株式売却の動機を持つことになる（即ち、強圧性に晒される）ため、本TOBの条件に不満があっても、それに応募せざるを得ない状況に置かれることになりかねません。したがって、ダルトンらが、本対応方針所定の手続に従うことなく大規模買付行為等として本TOBを実行した場合には、当社的一般株主の皆様が強圧性に晒され、その利益の最大化が阻害される可能性が否定できません。

以上のことから、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できず、「特段の事由がある」とは認められないため、本対応方針に従って、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の毀損を防止するため、本対抗措置を発動する必要があります。

3 独立委員会に対する諮問及び同委員会による勧告

上記2のとおり、当社取締役会は、ダルトンらによる大規模買付行為等による当社の中長期的な企業価値ないし当社の株主の皆様共同の利益への影響について評価・検討を重ねるとともに、ダルトンらが大規模買付行為等に着手した場合における本対抗措置の発動の是非等についても評価・検討を重ねてまいりました。

そのような状況の中、当社取締役会は、その恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めるために、当社の業務執行を行う経営陣から独立性を有する当社独立社外取締役3名によって構成される独立委員会（当該委員会の詳細については、当社の2025年7月1日付けプレスリリース「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任に関するお知らせ」をご参照ください。）に対しても、ダルトンらが大規模買付行為等を行うことによる、当社の中長期的な企業価値ないし当社株主の共同の利益に与える影響や本対抗措置の発動の是非等について諮問を行ってまいりました。

そして、2026年5月25日、独立委員会から、独立委員会委員の全員の一致により、本議案が承認可決されることを前提に、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手したと認められる場合には、その時点における独立委員会からの勧告を最大限尊重の上、当社取締役会が本対抗措置を発動することは相当である旨を内容とする同日付け勧告書を受領しました。

4 本議案の上程

当社としましては、上記2（1）のとおり、現在、ダルトンらによる大規模買付行為等が企図されている状況（有事）にあり、本定時株主総会后、ダルトンらが本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等を行う蓋然性が具体的に想定されること、及び、上記2（2）のとおり、ダルトンらにより大規模買付行為等が行われた場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が毀損される可能性が否定できないと判断されること、並びに、上記3のと通りの独立委員会の勧告を受領したことを踏まえ、株主意思の尊重の観点から、本定時株主総会において、今後、ダルトンらが、本対応方針所定の手続を遵守せず、大規模買付行為等に着手したと認められる場合における（その時点における独立委員会からの勧告を最大限尊重した上での）当社取締役会による本対抗措置の発動について、株主の皆様に予めご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本対抗措置に基づき割り当てられる新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。その他の本対抗措置の内容については、本対応方針プレスリリースⅢ3をご参照ください。

なお、本議案が可決された場合には、本対応方針は、株主の皆様にご承認された対抗措置の発動等に必要な範囲に限定して（但し、最長でも2027開催予定の当社定時株主総会后最初に開催される当社取締役会の終結時を限度とします。）継続されるものとします。また、本議案が否決された場合には、本対抗措置の発動はなされず、本対応方針に記載の当初方針どおり、本定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時をもって、本対応方針を廃止します。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社は、取締役会がその意思決定および経営の監督機能を発揮するために備えるべきスキルを特定し、スキル・マトリックスを策定しております。第3号議案および第4号議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役の構成ならびに経験と専門性は次のとおりとなります。

	氏名	役職	企業経営	研究開発・ 知的財産	営業・ マーケティング	医学・薬学	グローバル ビジネス	財務・会計	法務・ リスク管理	サステナビリティ・ ESG
取締役 (監査等 委員である 取締役を 除く)	山口 隆	代表取締役 会長	●	●		●				
	山口 惣大	代表取締役 社長	●	●			●	●	●	
	丸尾 篤嗣	代表取締役 専務取締役	●				●	●	●	●
	森 麻衣子	取締役 常務執行役員		●		●			●	
	山口 文豊	取締役 常務執行役員	●		●					●
	粟林 稔	社外取締役	●		●		●	●	●	
	榎戸 康二	社外取締役	●		●		●	●	●	
	苅田 香苗	社外取締役		●		●				●
	加藤 聖子	社外取締役		●		●				●
監査等委員 である 取締役	ジェームス・ フェリシアーノ	社外取締役	●		●		●	●		
	軍司 国弘	取締役 (監査等委員)		●	●	●			●	
	木村 高男	社外取締役 (監査等委員)		●		●	●		●	
	山下 功起	社外取締役 (監査等委員)	●					●	●	●

(注) 取締役が保有する専門性の高いスキルで、中期経営計画達成に向け取締役に特に期待するスキルを示しています。

各スキルの選定理由

スキル項目	スキル選定理由
企業経営	事業環境が大きく変化し、不確実性が高まるなか、当社グループが目指す「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、中長期的に持続可能な成長戦略を策定・推進するためには、医療・製薬業界のみならず、企業経営全般に関する広範な知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
研究開発・知的財産	アンメットメディカルニーズに応える製品の継続的な創出には、オープンイノベーションによる研究開発力の強化や、知的財産活動のグローバル化が不可欠です。それらを推進するためには、研究開発・知的財産に関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
営業・マーケティング	医療やアニマルヘルスの事業環境が急速に変化するなか、デジタルを活用した営業・マーケティング戦略を推進し、医薬品や製品に付随する適正使用情報を提供し続けるためには、営業・マーケティングに関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
医学・薬学	当社グループが目指すトータルヘルスケアカンパニーの実現に向け、予防から検査・診断、治療、予後に至るまで、人と動物の健康に広く貢献するためには、医学・薬学分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
グローバルビジネス	ヘルスケア事業において、国内市場だけでなく国際市場への適応と戦略的展開が不可欠でありグローバルな規制や市場動向の理解とリスク管理が必要です。
財務・会計	正確な財務報告はもとより、安定的な財務基盤の確保と資本効率向上の両立や、適切な株主還元を実現する財務資本戦略を策定・推進するためには、財務・会計分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
法務・リスク管理	適切なガバナンス体制の確立は持続的な企業価値向上の基盤です。法令・企業倫理遵守を徹底するコンプライアンス体制を推進するためには、法務・リスク管理に関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
サステナビリティ・ESG	当社グループは、サステナブル経営に取り組み、企業の経済的価値の最大化と社会的価値の向上を両立させることで、企業価値向上を目指しています。そのためには、サステナビリティ・ESG分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。

(ご参考) 政策保有株式の縮減に向けた取組み

(1) 基本的な考え方

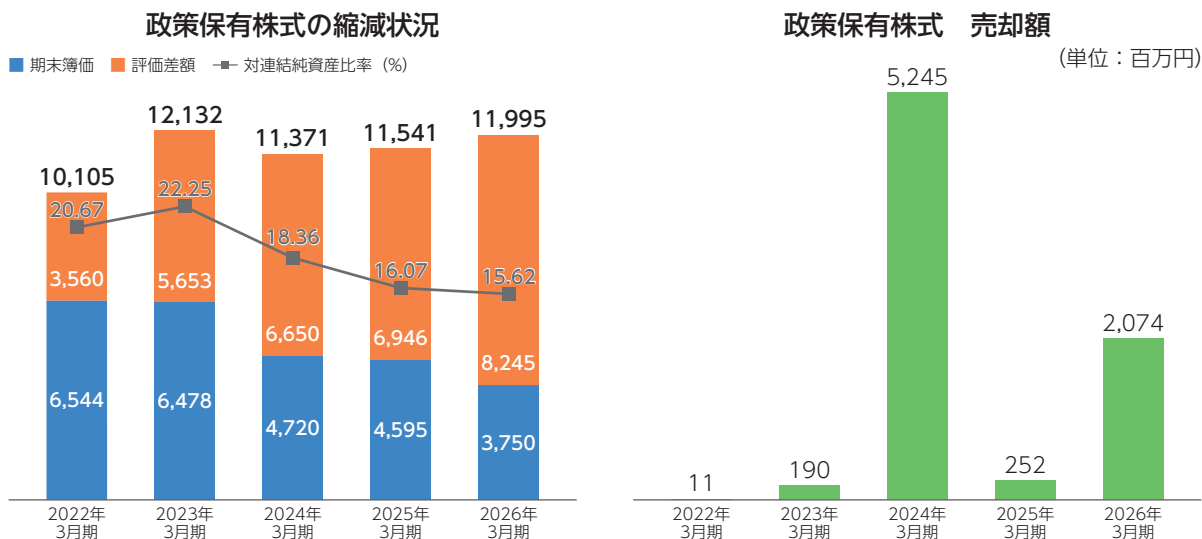
当社は、事業拡大や取引関係の維持・強化等の観点から当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断した株式につき、政策的に保有いたします。

ただし、当該株式については個別に、保有先の企業業績・財務状況、収益性・成長性を示す経営指標、保有の便益と資本コストの対比等を取締役会にて精査・検証し、保有の意義が必ずしも十分でないとは判断される株式については保有先との対話結果等を踏まえた上で縮減を図ることとしています。

(2) 政策保有株式の保有状況

2026年3月末時点における当社グループの政策保有株式（11,995百万円）の連結純資産に対する割合は15.62%と、前期末に比べて0.45%低下しました。

(3) 縮減状況



社外役員の独立性に関する基準

1. 本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
 - (1) 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）、またはその就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
 - (2) 当社の主要株主（注2）（過去3年間に於いて主要株主であった者を含む）、その者が法人・団体等である場合の業務執行者、もしくは当社グループが主要株主になっている（過去3年間に於いて主要株主であった場合を含む）法人・団体等の業務執行者
 - (3) 当社グループと重要な取引関係がある会社（注3）またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
 - (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬その他財産（注4）を得ている弁護士や会計士、コンサルタント等または法人・団体等の業務執行者
 - (5) 当社グループから一定額を超える寄付等（注5）を受けている法人・団体等の業務執行者
 - (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または過去3年間に於いて当社グループの会計監査人である監査法人に所属していた者
 - (7) 当社グループから取締役を受入れている、または過去3年間に於いて当社グループから取締役を受入れていた会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者
 - (8) 上記(1)から(7)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
 - (9) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(8)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(注1) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者をいう。

(注2) 主要株主とは、総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいう。

(注3) 重要な取引関係がある会社とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(i) 当社グループを重要な取引先とする者

直前3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けた者

(ii) 当社グループの重要な取引先である者

直前3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、または直前事業年度末における当社グループの借入額が当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者

(注4) 多額の報酬その他財産とは、直前3事業年度平均で年間1,000万円、当該財産を得ている者が法人・団体等の場合は、直前3事業年度平均で当該団体等の直前事業年度における年間総収入の2%をそれぞれ超える報酬その他財産上の利益をいう。

(注5) 一定額を超える寄付等とは、当社が行った寄付等が、直前3事業年度平均で年間1,000万円か当該法人・団体等の直前事業年度における年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付・助成をいう。

2. 上記(1)から(9)のうち抵触するものがある場合でも、グループ指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外役員として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。その場合においては、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について対外的な説明ができることを条件とする。

(ご参考) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬方針

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2026年6月24日開催予定の株主総会において報酬に関する議案が承認されることを条件に、2026年5月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、当報酬方針は、グループ報酬委員会において、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的で相当な内容であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の方針および手続

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、「透明性」「公正性」「客観性」を確保したうえでグループ報酬委員会にて審議し、報酬制度の設計ならびに具体的な報酬額については、取締役会にて決定いたします。

(2) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬については、持続的な企業価値向上に資する報酬設計とし、具体的には、固定報酬のほかに短期インセンティブとなる業績連動賞与、中長期インセンティブとなる株式報酬制度で構成することといたします。

(3) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させること、および、少数株主の利益を代弁する役割を期待することを目的として、固定報酬ならびに固定報酬の10%を目安とする在籍条件型譲渡制限付株式報酬で構成することといたします。

《業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針》

【固定報酬】

取締役の基本報酬は、年額固定報酬とし、役位（職位）、職責、在任期間に基づきその額を決定し、月例で支払うものとする。

《業績連動報酬等に関する決定方針》

【業績連動賞与】

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の業績連動賞与は、役付取締役は年額固定報酬に役位（職位）毎に定めた賞与算出係数と前年度の会社業績（営業利益等）に応じた支払係数を乗じることにより賞与支給額を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

また、使用人兼務取締役については、使用人分賞与に包括しインセンティブ付けを行うものとする。

《非金銭報酬に関する決定方針》

【譲渡制限付株式報酬】

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、株主総会で承認を得た上限金額・上限株式数の範囲内において譲渡制限付株式を付与する。個別の取締役が付与する譲渡制限付株式の個数については、在籍条件型譲渡制限付株式報酬では役位（職位）、職責、在任期間等を考慮して決定する。業績連動型譲渡制限付株式報酬では、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）が長期的な企業価値向上に向け取り組むべき課題等を指標とし、達成により付与する。

《報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針》

固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬の構成割合については、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬（固定報酬）の水準と安定性を重視したうえで、単年度業績の向上と株主利益の追求にも配慮して構成するものとする。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は各事業年度の業績により報酬額が決定されるため確定しないが、標準ケースの場合、固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬のおおよその割合は、以下となる。

固定報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式報酬＝50：20：30

《取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定の方法》

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の具体的な報酬の額は、取締役会が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、社外取締役で構成される諮問委員会「グループ報酬委員会」の答申を踏まえ決定する。

<株主提案>

第12号議案は、株主様からのご提案によるものであります。
取締役会としては、後述のとおり株主提案に反対しております。
なお、議案の要領および提案の理由は、原文のまま記載しております。

第12号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

(1) 議案の要領

以下の2名を監査等委員でない取締役として選任する。

1. James B. Rosenwald III
2. 林史朗

(2) 提案の理由

提案者は、当社株式の取得以降、長期投資家としてエンゲージメント活動を通じ、当社との建設的かつ継続的な対話を試みてまいりました。その過程において、当社の事業内容、競争優位性及び中長期的な成長可能性について一貫して高く評価しており、当社の企業価値が更に向上する余地が十分に存在すると認識しております。

一方で、当社が導入した「ダルトンらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」（以下「本買収防衛策」といいます。）については、その導入の前提となる事実認識及び合理性の観点から、提案者は反対の立場にあります。買収防衛策は、株主の権利行使及び株式市場の機能に重大な影響を及ぼし得る極めて例外的な措置であり、その導入にあたっては、取締役会が独立した立場から十分な検討及び牽制機能を発揮し、株主共同の利益の観点から合理的かつ透明性の高い意思決定がなされることが不可欠です。

提案者はこれまで、自らの提案が企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とするものであること、非公開化を含むあらゆる経営の選択肢について特定の選択肢を強制又は誘導する意図がないこと、並びに非公開化の決定及びその条件は取締役会の専権事項であり、提案者がこれに関与して株主間の利益相反関係を生じさせることはあり得ないこと等を繰り返し説明してまいりました。しかしながら、当社において本買収防衛策の撤回又は見直しが検討された形跡は、現時点に至るまで確

認されておりません。

提案者は、株式の自由な売買及び株主平等の原則は資本市場の根幹を成すものであり、本買収防衛策は当社固有の問題にとどまらず、我が国においてこれまで進められてきた資本市場改革の趣旨及び成果を毀損するおそれがあると懸念しております。このような重要な局面において、取締役会が真に独立した立場から十分な検討を尽くし、株主共同の利益に資する意思決定を行っているかについては、株主として慎重に検証されるべきであると考えております。

以上を踏まえ、提案者は、当社の取締役会における独立性、客観性及び監督機能を一層強化し、株主の視点を適切に反映した意思決定を確保することが、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断いたしました。

この観点から、提案者は、グローバルな資本市場及びコーポレートガバナンスに関する豊富な知見と経験を有する James B. Rosenwald III 氏、並びに日本企業への長年の投資・エンゲージメント経験を有し、株主と企業の建設的対話を通じた企業価値向上に実績を有する林史朗氏の2名を、当社の社外取締役として選任することを提案いたします。

両氏は、当社の経営から独立した立場において、取締役会に対し客観的かつ建設的な視点を提供し、経営陣に対する適切な監督機能を果たすとともに、株主共同の利益の最大化に資する意思決定の質の向上に貢献することが期待されます。また、資本政策、ガバナンス及び戦略に関する高度な知見を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に向けた議論を深化させることが可能となるものと考えております。

以上の理由から、提案者は、当社のガバナンス体制の強化及び株主価値の向上を目的として、上記2名の社外取締役選任を提案するものです。

(3)候補者の番号、氏名、略歴等

1. James B. Rosenwald Ⅲ (じえーむず びー ろーせんわると) 1958年1月19日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1981年	Oliver R. Grace & Family シニア投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー
1984年	Rosenwald Capital Management, Inc.創業、会長兼CEO (現任)
1996年	Beach Front Properties LLC 共同創業、Managing Partner (現任)
1998年	Dalton Investments 共同創業、Chief Investment Officer (現任)
2012年	New York University, Leonard N. Stern School of Business 非常勤教授 (現任)
2019年	Rising Sun Management Ltd.、Chief Investment Officer (現任)
2025年	株式会社ホギメディカル取締役 (現任)
	<重要な兼職の状況> Dalton Investments, Inc.、Chief Investment Officer Rising Sun Management Ltd.、Chief Investment Officer
■所有する当社の株式の数：0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由のとおりです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

2. 林 史朗 (はやし しろう) 1977年3月20日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2001年	JPモルガン証券株式会社
2005年	スパークス・グループ株式会社
2009年	ダルトン・インベストメンツ・グループ
2014年	ダルトン・アドバイザリー株式会社代表取締役 (現任)
2016年	株式会社プレステージ・インターナショナル取締役
2020年	天馬株式会社取締役
	<重要な兼職の状況> ダルトン・アドバイザリー株式会社代表取締役
■所有する当社の株式の数：0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由のとおりです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

(注)

(1) James B. Rosenwald III 氏及び林史朗氏は、社外取締役候補です。

(2) James B. Rosenwald III 氏及び林史朗氏が社外取締役に選任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本株主提案に**反対**いたします。

当社は、取締役、監査役の選任・解任の手續について、その審議プロセスの公正性・透明性を高めるため、取締役会から独立した諮問機関としてグループ指名委員会を設置しております。同委員会は、3名の委員により構成されており、審議の独立性を確保する観点から、その全員が独立社外取締役となっております。また、当社の経営戦略に照らし、コーポレート・ガバナンス報告書で開示しているスキル・マトリックスに基づき、企業価値および株主の皆様共同の利益最大化に寄与する人材を取締役候補者とするよう審議を行ったのち、取締役会に答申し、取締役会において審議の上、最終決定がなされます。

具体的には、当社における取締役候補者の選定にあたっては、経営理念、パーパスや中期経営計画の実現を通じた中長期的な企業価値の向上および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、取締役に求められる資質を見極め、スキル・マトリックスを踏まえた取締役会全体のスキルバランスや多様性の観点も踏まえ、グループ指名委員会において慎重な議論を行っております。スキル・マトリックスにおいて、当社が取締役に求める資質は、企業経営、研究開発・知的財産、営業・マーケティング、医学・薬学、グローバルビジネス、財務・会計、法務・リスク管理、サステナビリティ・ESGにおける知見、専門性、経験です。

また、当社は現在、経営の透明性の向上および意思決定の迅速化を目的として、本株主総会での承認を前提として、「監査等委員会設置会社」へ移行することを予定しており、これに併せて、ガバナンス強化のために取締役会における社外取締役比率を「過半数」とする方針を決定しております。

この体制移行に伴う社外取締役の増員にあたり、グループ指名委員会は、2025年6月より中長期的な成長戦略（製薬企業の経営経験やグローバル展開の強化等）の実現に向けた候補者の選定作業を進めてまいりました。慎重な選考を重ねた結果、外資系製薬企業で事業統括部長や日本法人代表取締役（アツヴィ合同会社前日本法人代表取締役等）を歴任し、製薬企業の経営とグローバルビジネスに極めて高度な知見を有するジェームス・フェリシアーノ氏（以下「フェリシアーノ氏」といいます。）を最適任と判断し、本株主総会に会社提案の社外取締役候補者として上程する予定です。

当社は2026年3月期までの5か年にわたる前中期経営計画では「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、産婦人科領域でのリーディングカンパニー

の地位を確立し、グローバル化の基盤づくりなどの歩みを着実に進め、売上高700億円、営業利益率8%、ROE8%という全ての財務目標を達成いたしました。このような状況の下、さらなる企業価値の向上を目指し、グローバル経営に関する極めて高度な知見を持つフェリシアーノ氏を取締役に迎えることによって、2026年度を起点とする中期経営計画で掲げる製薬事業やグローバル化の推進を適切にモニタリングすることが可能となり、当社の取締役会の独立性と客観性がさらに高まり、経営機能のさらなる強化につながると確信しています。

以上より、本株主総会においてフェリシアーノ氏の選任に係る議案をご承認いただいた場合の当社取締役会の構成は、独立性およびスキル・マトリックスの観点から、適切であると考えます。

他方、本株主提案に係る社外取締役候補者であるJames B.RosenwaldⅢ氏（以下「Rosenwald氏」といいます。）および林史朗氏（以下「林氏」といい、Rosenwald氏と総称して「株主提案候補者」といいます。）につきましても、グループ指名委員会において上記の適切なプロセスに則り、株主提案候補者との面談を実施し、スキル・マトリックスに照らして検討する等、厳正に審議いたしました。その結果、グループ指名委員会は、株主提案候補者は当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていないほか、社外取締役に期待される役割や資質が不足していると判断いたしました。

また、グループ指名委員会は、昨年来、ダルトンら（注1）が、当社に対して、自らを投資主体に含めるマネジメント・バイアウト（以下「MBO」といいます。）の速やかな実施を求めてきた経緯があり、本年2月には「取締役の受け入れを拒否すれば、本対応方針[当社注：当社が2025年7月1日付けで導入した大規模買付行為等に関する対応方針のこと。以下同じ]を撤回することを条件に上限45%の公開買付け（以下「本TOB」といいます。）を実施する」という趣旨の書簡を送付してきたこと、Rosenwald氏自身もダルトンらの株式買集めの目的がMBO提案にあると明言してきた経緯があること、ダルトンらの他の投資先企業において、実際に、ダルトンら関係者が取締役として擁立された直後に非公開化が成立した事例が複数社で確認されていること、などの諸点についても慎重に考慮いたしました。

その結果、ダルトンらが、MBOによる非公開化を含む自己利益の追求を目的として本株主提案を行っていると合理的に推認可能であり、本株主提案が可決された場合には一般株主との間で利益相反が生じる可能性が否定できない（すなわち、仮にダルトンらの関係者が当社の社外取締役に就任した場合には、当該社外取締役は、ダルトンらに対する委任・雇用契約や報酬契約に基づく義務

と、当社に対する社外取締役としての善管注意義務を同時に負うこととなり、当社の取締役会に利益相反が恒常的に生じるため、当社取締役会の独立性やガバナンスの実効性を損ない、結果として、ダルトンらを利するのと引き換えに当社の株主の皆様共同の利益を損なうおそれがある」と判断いたしました。

以上の検討の結果、グループ指名委員会は、当社に対し、株主提案候補者は当社の社外取締役候補者として相応しくないとの答申をいたしました。

当社取締役会は、かかるグループ指名委員会からの答申結果を踏まえて、慎重な審議を経て、株主提案候補者の選任に反対することを決議いたしました。グループ指名委員会および当社取締役会の具体的な判断理由は以下のとおりです。

(注1) 「ダルトンら」とは、ダルトン・インベストメンツ・インク (Dalton Investments, Inc.) (以下「ダルトン」といいます。)、提案株主、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー (NAVF Select LLC)、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (DaltonInvestments LLC)、ダルトン・アドバイザー株式会社、Rosenwald Capital Management, Inc.、ライジング・サン・マネジメント (Rising Sun Management Ltd.) (以下「RSM」といいます。)、Hikari Acquisition、Michael 1925、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドの総称です。

①株主提案候補者の独立性が欠如していること

当社の「社外役員の独立性に関する基準」では、「当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有する株主）および主要株主が法人・団体等である場合の業務執行者」や「恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者」を独立役員から除外しています。この点、株主提案候補者のうち、Rosenwald氏は、ダルトンのチーフ・インベストメント・オフィサーである上、ダルトングループの創業者であり、林氏は、ダルトングループの日本法人であるダルトン・アドバイザー株式会社の代表取締役CEOであることから、実質的にダルトンらと利害を共通にする者であると考えられます。そして、ダルトンらが当社議決権の20%以上（21.6%）を保有している事実を踏まえれば、株主提案候補者はいずれも当社の独立性基準に明確に抵触します。

主要な機関投資家や議決権行使助言会社の基準においても、大株主関係者の社外取締役への選任は、一般株主との利益相反の観点から否定的な評価を受けており、当社の主要な機関投資家との対

話においても、「10%以上の株主から役員を送り込むことは自社の独立性判断基準に抵触するため反対する」との見解が多数示されています。

社外取締役には、特定の株主や関係者から独立した立場で、経営陣の職務執行を客観的かつ中立的に監督し、当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様共同の利益の最大化を担保する役割が求められます。しかしながら、上記のとおり株主提案候補者については、これらの役割を果たすうえで必要とされる、特定の株主からの実質的な独立性が十分に担保されているとは評価できず、少数株主の代表たる社外取締役として適切であるとは判断できません。

なお、Rosenwald氏は、グループ指名委員会との面談において、仮に当社の取締役に選任された場合にも、同時にダルトングループのオーナーとしての受託者責任を負うことを認める旨の発言をしておりました。このことから、当社としては、同氏自身が、当社取締役としての善管注意義務に専念できない場合があり、特定の株主からの独立性を欠くことを認めていることは明らかであると認識しております。

②株主提案候補者は、ダルトンらの利益代表として当社を「MBO等の非公開化へ誘導」する以外に当社の事業内容や企業価値向上策に関心がないこと

当社はダルトンらより、これまでに巨額の自己株式取得や、MBOの実施など、自らの収益獲得のみを目的としていると見られる施策の要求を受けてまいりました。グループ指名委員会が行った面談において、株主提案候補者はいずれも、MBOを強く支持する旨ないしより前向きに検討すべきである旨や、当社取締役に就任した際の抱負としてダルトンらの「エグジットに繋げる」ために役に立ちたい旨を述べており、過去からのダルトンらによるMBO提案への懸念を解消するまでの回答は得られませんでした。さらに、ダルトンらが過去に投資した他社事例（トランコム株式会社、株式会社ホギメディカル等）においても、ダルトンら関係者が取締役に就任した後に短期間でMBOへと誘導されている上、非公開化後にダルトンらが再度出資を行う「折り返し出資」（注2）が組み込まれているケースが散見されます。

当社の機関投資家からも「ダルトンらの提案するMBOは、ダルトンらによる折り返し出資を前提とする以上、一般の少数株主との間に構造的な利益相反があり到底賛成できない」「特定の株主の利益を優先してMBO等へ誘導することは社外取締役の役割の逸脱である」との強い疑義が示されております。当社としても、特定の株主の利益を代表する者が、当社の取締役会に選任された結果、

当社の中長期的な企業価値や株主の皆様共同の利益を毀損する形での非公開化を誘導することは容認できません。

また、株主提案候補者は、グループ指名委員会との面談においても、当社の事業に対する具体的な提案は乏しく、当社の事業への関心は薄いと推察され、中長期の企業価値向上策を持ち合わせていないものと見受けられました。株主提案候補者が当社の企業価値向上に資するスキルを有しているとの合理的な説明もなされておらず、十分な多様性と専門性を備え、最適化された現在の取締役会体制に対し、株主提案候補者を選任すべき積極的な理由はないものと考えます。

(注2) 一般に、非公開化後に折り返し出資が予定されている場合、再出資者は再出資時の出資コストを抑えるために非公開化時の買付価格が高すぎないことを望む傾向があるため、非公開化時の買付価格が再出資者にとって有利な水準に設定され、一般株主が不当に安い価格で株式を手放さざるを得なくなる危険性があります。かかる危険性があるため、再出資は構造的に、再出資者と一般株主の間に、利益相反のおそれがあるとされます。具体的な内容には、当社の2025年8月18日付「ダルトンらによる当社の株券等の大規模買付行為等への対応方針の導入に関する補足説明資料」17頁以下もご参照ください。

③当社は、ダルトンらから、社外取締役の擁立を受け入れなければ、大規模買付行為（最大45%まで取得することを目的とする株式公開買付け）を行うと威迫された経緯があること

当社は、2026年2月19日に、株主提案候補者を含むダルトングループと面談しているところ、当該面談の場において、Rosenwald氏は、仮に当社が直ちにMBOの実施に応じないのであれば、ダルトングループから2名の取締役を受け入れ、事業提携を結ぶことを条件に、ダルトングループとの間でStandstill Agreementを合意する選択肢もあると述べながら、これに応じないのであれば当社に対する公開買付けを実施する意向である旨の発言をしております。

また、同日、当社はRSMから、(i)ダルトングループから社外取締役2名を受け入れ、かつ、当社との間でStandstill Agreementを締結することを求める提案、および、(ii)当社が当該提案を受け入れない場合には、当社が本対応方針を撤回することを条件として、ダルトングループが、当社株式を既保有分を含め最大45%まで取得することを目的とする本TOBを実施する用意がある旨が記載された書簡（以下「2月19日付け書簡」といいます。）、ならびに、本TOBに係る公開買付届出書のドラフトを受領しました（なお、当該公開買付届出書は、当社株式を最大45%まで買い上がるとい

う内容以外に具体的な買付目的や企業価値向上策等についての記載はなく、ダルトングループの他の投資先の企業名が対象会社として記載されている誤記などの不可解な点も見受けられたことから、当社では真摯な提案とは評価し得ないと判断しております）。

実際、当社が公表情報から認識するところでは、提案株主は、自らの投資戦略について、投資対象企業の多くでダルトンとの共同投資の実績があることを所与の前提としたうえで、2024年版のAnnual Report（当社の株式を買い上がっていた時点における提案株主による最新版の公表資料）において、「We have stepped up our engagement with several of our largest holdings and continue to urge capital allocation improvements, even to the extent of calling for MBOs or threatening tender offers for controlling minorities of outstanding shares.」（当社は主要な保有銘柄数社との対話を強化し、資本配分の改善を継続的に要請しているほか、さらにはMBOを求めたり、実質的な支配権を確保し得る株式を取得するために公開買付けをちらつかせて脅すことすら辞さない）〔和訳は当社〕」と言及し、このような威迫的な公開買付けの強要を公的な開示資料において認めています。

当社としては、こうした経緯を踏まえれば、今回提出された本株主提案がダルトンらの大規模買付行為の思惑を抜きに評価することはできず、本株主提案が真摯に当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化のために提案されたものとは評価し難く、株主提案候補者を当社の取締役会に迎え入れることは、当社のコーポレート・ガバナンスの根幹を著しく歪めるおそれが否定できないものであって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を保護する観点から、適切ではないと考えております。以上の諸点を踏まえ、当社取締役会は、株主提案候補者を、当社の社外取締役として選任することに反対いたします。

以 上

[添付書類]

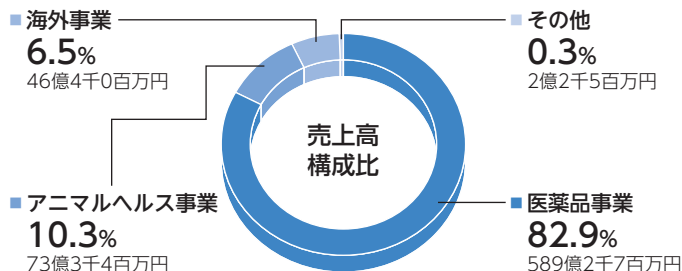
事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループの売上高は前年同期から6,988百万円増加し、71,127百万円となりました。これは主に産婦人科領域の製品群等が堅調に推移した医療用医薬品事業に加えて、持分法適用会社であるベトナム製薬企業Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Companyを連結子会社化したこと等によるものであります。また、売上原価率が前年同期比0.9%上昇し、売上原価は36,982百万円（前年同期比4,178百万円増）となりましたが、売上高の増加により売上総利益は前年同期から2,809百万円増の34,145百万円となりました。販売費及び一般管理費は研究開発の進展による費用増等の影響から、前年同期から2,307百万円増の28,311百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期から502百万円増の5,834百万円となりました。経常利益につきましては、営業外収益を740百万円、営業外費用を908百万円計上したことから5,665百万円となりました。また、特別利益として固定資産処分益を96百万円、投資有価証券売却益を1,474百万円計上する一方、特別損失として投資有価証券評価損を244百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期から323百万円増の5,424百万円となりました。

		第4期 (2025年3月期)	第5期 (2026年3月期) (当期)	対前期増減	
売上高	(百万円)	64,139	71,127	6,988増	10.9%増
営業利益	(百万円)	5,331	5,834	502増	9.4%増
経常利益	(百万円)	5,107	5,665	557増	10.9%増
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,101	5,424	323増	6.3%増

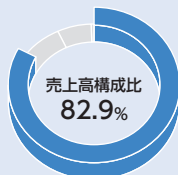


(ご参考)

	第5期 (2026年3月期) (当期)
売上高	711億円
営業利益率	8.2%
R O E	8.0%

【セグメント別の業績】

医薬品事業



売上高 589億2千7百万円

セグメント利益 71億2千1百万円

内科、産婦人科、泌尿器科の3分野に注力している医薬品事業は薬価改定の影響を受けつつも全般的に堅調に推移しました。製品別にみると、産婦人科領域において子宮筋腫・子宮内膜症治療剤「レルミナ」が11,173百万円（前年同期比6.1%増）と伸長したほか、2022年6月から販売を開始した月経困難症治療剤「ドロエチ」が8,312百万円（同10.8%増）と前年に続き伸長しました。さらに内科領域の主力品である甲状腺ホルモン剤「チラーゼン」が8,775百万円（同8.2%増）、難吸収性リファマイシン系抗菌薬「リフキシマ」も7,883百万円（同22.1%増）と薬価のプラス改定の影響もあり、大きく伸長しました。泌尿器科領域ではLH-RH誘導体マイクロカプセル型徐放性製剤「リュープロレリン」が3,880百万円（同3.1%減）となりました。

以上の結果、売上高は58,927百万円（同4.0%増）、セグメント利益は7,121百万円（同12.1%増）となりました。

アニマルヘルス事業



売上高 73億3千4百万円

セグメント利益 3億4千4百万円

動物用医薬品、飼料添加物等の製品を販売しているアニマルヘルス事業においては、飼料添加物や動物用医薬品を中心に売上高は7,334百万円（前年同期比1.2%増）、セグメント利益は344百万円（同14.7%増）となりました。

海外事業



売上高 46億4千0百万円
セグメント利益 1億0千8百万円

前連結会計年度において、ベトナム製薬企業であるHa Tay Pharmaceutical Joint Stock Companyを連結子会社化したことに伴い、報告セグメント「海外事業」を新たに追加しました。海外事業については、売上高は4,640百万円、セグメント利益は108百万円となりました。

その他



売上高 2億2千5百万円
セグメント損失 1千3百万円

臨床検査、医療機器等の各事業を展開しているその他事業については、売上高は225百万円（前年同期比5.2%減）、セグメント損失は13百万円（前年同期は2百万円の利益）となりました。

【研究開発の状況】

研究開発につきましては、あすか製薬株式会社が重点領域と位置付ける内科・産婦人科・泌尿器科領域を中心とした創薬研究および臨床開発を推進するとともに、導出入活動、事業提携戦略も積極的に展開しております。また、新たな創薬プラットフォームとしてイオンチャネルに対する創薬基盤技術を導入し、重点領域に加えて新領域でのアンメット・メディカル・ニーズにも挑戦してまいります。

臨床開発につきましては、避妊を適応症として開発していたLF111（ドロスピレノン）が2025年5月に承認を取得しました。また、現在6つの臨床試験を進行中であります。子宮内膜症を適応症として開発中のAKP-022（レルゴリクス配合剤）は2025年6月からPhaseⅢ試験を開始しました。また、株式会社MICINと過敏性腸症候群（IBS）治療用アプリの共同開発および販売に関する契約を締結し、MCN-009（治療用アプリ）の検証的治験を実施しております。

開発準備段階にあるテーマとしては、多嚢胞性卵巣症候群（PCOS）を適応症としてAKP-009（ルダテロン酢酸エステル）、AKP-017（テストステロン経鼻剤）が開発準備中となっております。加えて、イオンチャネル創薬技術の導入による創薬基盤の強化、オープンイノベーション活用による創薬シーズの獲得等により複数テーマが非臨床段階にあります。

導入・提携活動においては、2025年11月に株式会社ペルセウスプロテオミクスと新規抗体医薬創出を目指し共同研究契約を締結しました。2026年2月には帝人ファーマ株式会社と婦人科疾患領域を対象とした新規低分子医薬品候補化合物の創出を目的とする共同研究契約を締結しています。2026年3月にはInsilico Medicineと女性の健康に関する新規標的探索でパートナーシップを拡大しております。

以上の取り組みから、2026年3月期の研究開発費は前年同期から29百万円増加し、7,060百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は2,702百万円（無形固定資産を含む）で、その主な内訳は生産設備に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、取引金融機関より事業資金およびM&Aによる株式取得資金として長期借入金3,500百万円の調達を行いました。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額3,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度において300百万円の借入実行残高があります。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題－中長期的な会社の経営戦略－

当社グループでは、中期経営計画2025において「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」を目指し、売上高700億円、営業利益率8%、ROE8%を達成するとともに、産婦人科領域での売上No.1達成や新薬の上市、グローバル展開など、次の成長に向けた基盤を構築してまいりました。

これらの成果を踏まえ、長期ビジョン「ASKA VISION 2035」および中期経営計画2028を策定し、持続的成長と社会課題の解決の両立を目指す新たなステージへ移行しております。中期経営計画2028では、グループの成長を牽引する「5本の柱」とこれを支える「2つの土台」を基軸にさらなる成長に挑戦してまいります。

■ 5本の柱

1. 国内医療用医薬品事業－スペシャリティ領域の拡充による収益力の強化－
産婦人科および甲状腺領域を中心としたスペシャリティ領域の深化を図るとともに、性差に由来する健康課題への対応を通じて社会に貢献してまいります。新領域への進出にあたっては、権利取得やパイプライン拡充を進め、アジア展開も見据えた投資を行ってまいります。
2. 創薬事業－グローバル展開の推進－
イオンチャネルを含む研究開発基盤の強化とオープンイノベーションの活用により、継続的な新薬創出およびパイプライン拡充を図ります。あわせて、自社創製品の導出などを通じて中長期的な収益機会の創出に取り組んでまいります。
3. グローバル事業－新工場稼働による事業基盤強化－
ベトナムHataphar社においては、2026年に商用生産開始予定の新工場を軸に生産体制を強化し、競争力のある製品展開を通じて収益性の向上を目指します。また、東南アジア地域において製品供給体制の整備を進め、海外市場でのプレゼンス向上に取り組んでまいります。
4. アニマルヘルス事業－新製品投入および海外展開による事業拡大－
繁殖および内分泌領域を中心に製品の拡充を進めるとともに、アジアを中心とした海外展開を推進し、早期の売上創出につなげてまいります。
5. 検査・アラウンドピル事業－検査事業の拡大と医薬周辺領域への展開－
非侵襲性ホルモン測定キットの普及拡大と微量分析技術の活用により検査事業の拡大を進めるとともに、医薬品事業とのシナジーを活かし、新たな収益機会の創出に取り組んでまいります。

■ 2つの土台

1. 財務戦略－資本コストを意識した経営の高度化－
資本コストを意識した経営のもと、ROICを活用した経営により資本効率の向上を図るとともに、PBRの向上に取り組みます。キャッシュ・アロケーションの最適化を通じて成長投資と株主還元の両立を図り、研究開発投資やM&Aを選択的に実行してまいります。
2. 経営基盤強化－戦略を実行するガバナンスと組織力の強化－
ガバナンス、人材、DX、ESGの各領域において取り組みを推進します。監査等委員会設置会社への移行および社外取締役比率の引き上げにより監督機能を強化するとともに、人材育成とDXの推進により組織力の向上を図ってまいります。

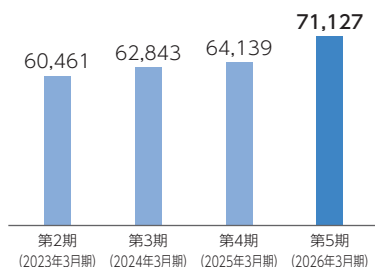
具体的な取り組みとして、医療用医薬品事業においては、産婦人科領域を中心とした開発品の着実なステージアップおよび新製品の上市を進め、スペシャリティ領域における競争力の強化に取り組んでまいります。あわせて、営業体制の高度化およびデジタル活用を通じて情報提供の質を高め、医療現場への貢献を一層推進してまいります。創薬分野では、イオンチャネルを含む創薬基盤の強化に加え、オープンイノベーションおよび導出入活動を通じてパイプラインの拡充を図り、将来の収益機会の創出を目指してまいります。また、海外事業においては、Hataphar社の新工場稼働を契機とした生産・供給体制の強化を進めるとともに、東南アジアを中心とした事業展開を通じて収益基盤の確立を図り、地域の医療ニーズに応えてまいります。さらに、アニマルヘルス事業および検査・アラウンドピル事業の拡大に加え、スタートアップ企業との協業や新規事業の創出を通じて、トータルヘルスケアの実現に向けた新たな価値提供に取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて、当社グループは「先端の創薬を通じて人々の健康と明日の社会に貢献する」という経営理念のもと、長期ビジョン「ASKA VISION 2035」の実現に向けた第一段階である中期経営計画2028を着実に推進し、事業の成長と社会課題の解決の両立を図りながら、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

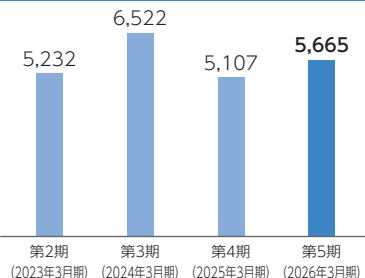
株主の皆様におかれましては、当社グループの中長期的な成長にご期待頂くとともに、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 直前3事業年度の財産および損益の状況

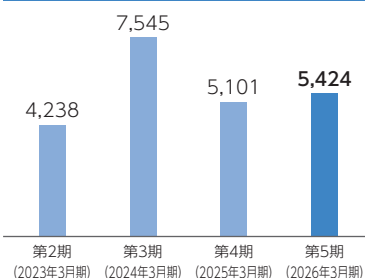
売上高 (単位：百万円)



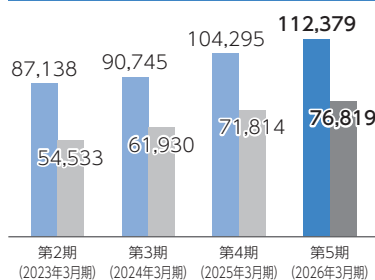
経常利益 (単位：百万円)



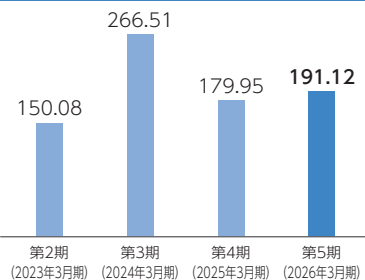
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第2期 (2023年3月期)	第3期 (2024年3月期)	第4期 (2025年3月期)	第5期 (2026年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	60,461	62,843	64,139	71,127
経常利益	(百万円)	5,232	6,522	5,107	5,665
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,238	7,545	5,101	5,424
1株当たり当期純利益		150円08銭	266円51銭	179円95銭	191円12銭
総資産	(百万円)	87,138	90,745	104,295	112,379
純資産	(百万円)	54,533	61,930	71,814	76,819

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
あすか製薬株式会社	1,197	100.0	医薬品の製造および販売、ヘルスケア事業
株式会社あすか製薬メディカル	30	100.0	検査事業
あすかアニマルヘルス株式会社	100	100.0	動物用医薬品、飼料および飼料添加物等の製造、販売ならびに輸出入
Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Company	905,755 百万VND	40.0	医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品等の製造販売、輸入販売

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	あすか製薬株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区芝浦二丁目5番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	40,063百万円
当社の総資産額	52,372百万円

(8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
医薬品事業	医薬品の製造および販売、ヘルスケア事業
アニマルヘルス事業	動物用医薬品の製造および販売
海外事業	医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品等の製造販売、輸入販売
その他	検査事業、医療機器

(9) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

当社	本社	東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社	本社	東京都港区
	湘南研究所	神奈川県藤沢市
	いわき工場	福島県いわき市
	営業所	札幌、東北（宮城県仙台市）、郡山、東京（東京都港区）、横浜、埼玉、千葉、北関東（栃木県宇都宮市）、新潟、松本、金沢、名古屋、静岡、京都、大阪、神戸、高松、中国（広島県広島市）、福岡、熊本
	株式会社あすか製薬メディカル	本社
あすかアニマルヘルス株式会社	本社	東京都港区
Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Company	本社	ベトナム国ハノイ市

(10) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比
医薬品事業	629名 (120名)	6名減 (16名増)
アニマルヘルス事業	30名 (10名)	2名減 (2名増)
海外事業	845名 (—)	12名減 (—)
その他	17名 (—)	1名増 (—)
全社 (共通)	90名 (20名)	2名減 (5名減)
合計	1,611名 (150名)	21名減 (13名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 「全社 (共通)」として記載している使用人員は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	2,700百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,765百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額3,250百万円）があります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	28,763,199株
③ 株主数	6,709名
④ 大株主（上位10位）	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,670	9.40
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	2,399	8.44
武田薬品工業株式会社	2,204	7.76
ゼリア新薬工業株式会社	1,877	6.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,138	4.00
株式会社三菱UFJ銀行	1,100	3.87
NAVF SELECT LLC	848	2.98
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS MARGIN (CASHPB)	789	2.78
山口 隆	707	2.49
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH/AIF CLIENTS ASSETS	593	2.08

(注) 持株比率は、自己株式 (365,085株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員および執行役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	14,600株	5名
取締役を兼務しない執行役員	1,500株	1名

(注) 当社取締役のうち、あすか製薬株式会社の取締役兼任者4名に交付した株式数は13,900株、あすかアニマルヘルス株式会社の取締役兼任者1名に交付した株式数は700株であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

① 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 口 隆	あすか製薬株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	山 口 惣 大	グループ全社統括 あすか製薬株式会社代表取締役社長
代表取締役専務取締役	丸 尾 篤 嗣	社長補佐、サステナビリティ担当 あすか製薬株式会社取締役副会長
取締役常務執行役員	森 麻 衣 子	あすか製薬株式会社取締役常務執行役員 信頼性保証本部長
取締役常務執行役員	山 口 文 豊	あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長
社外取締役	栗 林 稔	株式会社M&A戦略アドバイザーズ代表取締役
社外取締役	榎 戸 康 二	創援株式会社代表取締役社長 Cars株式会社社外取締役 株式会社ファームノートホールディングス社外取締役 大和ハウスベンチャーズ株式会社社外取締役 株式会社エネコート社外取締役
社外取締役	苅 田 香 苗	杏林大学医学部教授 日本医学会連合監事 日本医学会幹事 内閣府食品衛生基準審議会委員 内閣府食品安全委員会専門委員
社外取締役	加 藤 聖 子	九州大学大学院医学研究院教授 日本産科婦人科学会常務理事 日本女性医学学会理事 日本医学会連合理事 日本医学会幹事
常勤監査役	軍 司 国 弘	あすか製薬株式会社監査役 株式会社あすか製薬メディカル監査役
常勤監査役	知 久 一 博	あすか製薬株式会社監査役 あすかアニマルヘルス株式会社監査役 Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Company監査役
社外監査役	木 村 高 男	株式会社セラバリュース監査役
社外監査役	山 下 功 起	山下功起税理士事務所代表 加瀬不動産活用振興財団監事 神田法人会監事

- (注) 1. 社外監査役山下功起氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①社外取締役吉村泰典氏、常勤監査役福井雄一郎氏、社外監査役福地啓子氏は2025年6月24日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- ②社外取締役加藤聖子氏、常勤監査役知久一博氏、社外監査役山下功起氏は2025年6月24日開催の第4回定時株主総会において選任され就任いたしました。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社の国内子会社の取締役、監査役、執行役員（海外子会社への出向者含む）であり、すべての被保険者について、その保険料を当社および当社の子会社が負担しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会決議された決定方針と整合していることや、グループ報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役報酬の方針および手続

- (1) 当社の取締役報酬は、「透明性」「公正性」「客観性」を確保したうえでグループ報酬委員会にて審議し、報酬制度の設計ならびに具体的な報酬額については、取締役会にて決定いたします。
- (2) 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、持続的な企業価値向上に資する報酬設計とし、具体的には、固定報酬のほかに短期インセンティブとなる業績連動賞与、中長期インセンティブとなる株式報酬制度で構成することといたします。
- (3) 社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期および中長期インセンティブを設けず、固定報酬のみで構成することといたします。

《業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針》

【固定報酬】

取締役の基本報酬は、年額固定報酬とし、役位（職位）、職責、在任期間に基づきその額を決定し、月例で支払うものとする。

《業績連動報酬等に関する決定方針》

【業績連動賞与】

取締役（社外取締役を除く）の業績連動賞与は、役付取締役は年額固定報酬に役位（職位）毎に定めた賞与算出係数と前年度の会社業績（営業利益等）に応じた支払係数を乗じることにより賞与支給額を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

また、使用人兼務取締役については、使用人分賞与に包括しインセンティブ付けを行うものとする。

《非金銭報酬に関する決定方針》

【譲渡制限付株式報酬】

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、株主総会で承認を得た上限金額・上限株式数の範囲内において譲渡制限付株式を付与する。個別の取締役に付与する譲渡制限付株式の個数は、役位（職位）、職責、在任期間等を考慮して決定する。

《報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針》

固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬の構成割合については、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬（固定報酬）の水準と安定性を重視したうえで、単年度業績の向上と株主利益の追求にも配慮して構成するものとする。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は各事業年度の業績により報酬額が決定されるため確定しないが、固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬のおおよその割合は、以下の範囲となる。

固定報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式報酬＝55～70%：15～30%：10～15%

《取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法》

各取締役の具体的な報酬の額は、取締役会が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外の役員等で構成される諮問委員会「グループ報酬委員会」の答申を踏まえ決定する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役	40	40	—	—	5
(社外取締役)	(40)	(40)	(—)	(—)	(5)
監査役	50	50	—	—	6
(社外監査役)	(13)	(13)	(—)	(—)	(3)
合 計	90	90	—	—	11
(社外役員)	(53)	(53)	(—)	(—)	(8)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
2. 対象となる役員の員数は、当社より報酬が支払われた役員の員数を記載しております。上記のほか、当社の取締役5名が子会社（あすか製薬株式会社およびあすかアニマルヘルス株式会社）から受けた報酬等の総額は、固定報酬・業績連動賞与・譲渡制限付株式報酬を合わせて266百万円です。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は営業利益、売上高、ROEの財務指標とCO2排出量削減率、女性管理職比率、男性育児休業取得率の非財務指標であります。その実績は営業利益5,834百万円、売上高71,127百万円、ROE8.0%であります。当該指標を選択した理由は、経営目標達成の指標として重要なものであり、業績連動報酬に係る指標に適していると判断したからであります。また、当社の業績連動報酬の算出方法については「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 会社の現況 (1) 株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員および執行役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。また別枠で、2021年6月24日開催の臨時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職の状況
社外取締役	粟林 稔	株式会社M&A戦略アドバイザーズ代表取締役
	榎戸 康二	創援株式会社代表取締役社長 Cars株式会社社外取締役 株式会社ファームノートホールディングス社外取締役 大和ハウスベンチャーズ株式会社社外取締役 株式会社エネコート社外取締役
	苅田 香苗	杏林大学医学部教授 日本医学会連合監事 日本医学会幹事 内閣府食品衛生基準審議会委員 内閣府食品安全委員会専門委員
	加藤 聖子	九州大学大学院医学研究院教授 日本産科婦人科学会常務理事 日本女性医学学会理事 日本医学会連合理事 日本医学会幹事
社外監査役	木村 高男	株式会社セラバリュース監査役
	山下 功起	山下功起税理士事務所代表 加瀬不動産活用振興財団監事 神田法人会監事

(注) 各兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		発言状況および社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	栗 林 稔	15回中14回 (93.3%)	—	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	榎 戸 康 二	15回中15回 (100%)	—	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	苅 田 香 苗	15回中15回 (100%)	—	医学者として専門的かつ独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	加 藤 聖 子	11回中10回 (90.9%)	—	医学者として専門的かつ独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	木 村 高 男	15回中15回 (100%)	17回中17回 (100%)	医薬品事業開発役員としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。
	山 下 功 起	11回中11回 (100%)	12回中12回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 加藤聖子氏および山下功起氏の出席状況については、2025年6月24日の就任以降に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Companyは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が4百万円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容は、以下の通りです。

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為等が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。しかしながら、当社株式の大規模買付行為等又はこれに関する提案のなかには、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。したがって、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。なお、大株主の持株比率については、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>61,424</b>  |
| 現金及び預金          | 10,126         |
| 売掛金             | 16,022         |
| 有価証券            | 893            |
| 商品及び製品          | 14,743         |
| 仕掛品             | 416            |
| 原材料及び貯蔵品        | 14,022         |
| その他             | 5,265          |
| 貸倒引当金           | △67            |
| <b>固定資産</b>     | <b>50,955</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>19,244</b>  |
| 建物及び構築物         | 5,676          |
| 機械装置及び運搬具       | 2,428          |
| 土地              | 4,186          |
| その他             | 6,953          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>8,869</b>   |
| のれん             | 2,354          |
| 販売権             | 1,578          |
| その他             | 4,936          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>22,841</b>  |
| 投資有価証券          | 17,299         |
| 繰延税金資産          | 2,085          |
| 退職給付に係る資産       | 647            |
| その他             | 2,827          |
| 貸倒引当金           | △17            |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>112,379</b> |

| 科 目                | 金 額            |
|--------------------|----------------|
| <b>負債の部</b>        |                |
| <b>流動負債</b>        | <b>22,291</b>  |
| 買掛金                | 5,288          |
| 電子記録債務             | 2,270          |
| 短期借入金              | 1,707          |
| 1年内返済予定の長期借入金      | 1,562          |
| 未払金                | 6,446          |
| 未払法人税等             | 1,574          |
| 賞与引当金              | 1,250          |
| 役員賞与引当金            | 66             |
| その他                | 2,124          |
| <b>固定負債</b>        | <b>13,268</b>  |
| 長期借入金              | 8,165          |
| 退職給付に係る負債          | 23             |
| その他                | 5,080          |
| <b>負債合計</b>        | <b>35,559</b>  |
| <b>純資産の部</b>       |                |
| <b>株主資本</b>        | <b>63,923</b>  |
| 資本金                | 1,197          |
| 資本剰余金              | 31             |
| 利益剰余金              | 63,352         |
| 自己株式               | △658           |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>6,437</b>   |
| その他有価証券評価差額金       | 5,646          |
| 為替換算調整勘定           | △292           |
| 退職給付に係る調整累計額       | 1,083          |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>6,459</b>   |
| <b>純資産合計</b>       | <b>76,819</b>  |
| <b>負債・純資産合計</b>    | <b>112,379</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 71,127 |
| 売上原価            |       | 36,982 |
| 売上総利益           |       | 34,145 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 28,311 |
| 営業利益            |       | 5,834  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息及び配当金       | 391   |        |
| その他             | 348   | 740    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 222   |        |
| 為替差損            | 161   |        |
| 持分法による投資損失      | 293   |        |
| その他             | 231   | 908    |
| 経常利益            |       | 5,665  |
| 特別利益            |       |        |
| 投資有価証券売却益       | 1,474 |        |
| その他             | 96    | 1,570  |
| 特別損失            |       |        |
| 投資有価証券評価損       | 244   | 244    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 6,991  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,887 |        |
| 法人税等調整額         | △521  | 1,366  |
| 当期純利益           |       | 5,625  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 200    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 5,424  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |        | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                      |                                 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計  |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-----------------------|--------------|----------------------|---------------------------------|---------------|--------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 株 己 式 | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に<br>係る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |               |        |
| 当 期 首 残 高               | 1,197   | －         | 59,545    | △704    | 60,039 | 4,853                 | －            | 417                  | 5,271                           | 6,504         | 71,814 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |        |                       |              |                      |                                 |               |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △1,617    |         | △1,617 |                       |              |                      |                                 |               | △1,617 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |           | 5,424     |         | 5,424  |                       |              |                      |                                 |               | 5,424  |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △0      | △0     |                       |              |                      |                                 |               | △0     |
| 自己株式の処分                 |         | 31        |           | 46      | 77     |                       |              |                      |                                 |               | 77     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |         |        | 792                   | △292         | 665                  | 1,165                           | △44           | 1,121  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | 31        | 3,807     | 45      | 3,883  | 792                   | △292         | 665                  | 1,165                           | △44           | 5,004  |
| 当 期 末 残 高               | 1,197   | 31        | 63,352    | △658    | 63,923 | 5,646                 | △292         | 1,083                | 6,437                           | 6,459         | 76,819 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,031</b>  |
| 現金及び預金          | 4,075         |
| その他             | 3,956         |
| <b>固定資産</b>     | <b>44,341</b> |
| 無形固定資産          | 0             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>44,340</b> |
| 投資有価証券          | 55            |
| 関係会社株式          | 44,222        |
| 繰延税金資産          | 63            |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>52,372</b> |

| 科 目              | 金 額           |
|------------------|---------------|
| <b>負債の部</b>      |               |
| <b>流動負債</b>      | <b>978</b>    |
| 短期借入金            | 300           |
| 1年内返済予定の長期借入金    | 300           |
| 未払金              | 113           |
| 未払法人税等           | 38            |
| 賞与引当金            | 149           |
| その他              | 76            |
| <b>固定負債</b>      | <b>5,900</b>  |
| 長期借入金            | 5,900         |
| <b>負 債 合 計</b>   | <b>6,878</b>  |
| <b>純資産の部</b>     |               |
| <b>株主資本</b>      | <b>45,493</b> |
| <b>資本金</b>       | <b>1,197</b>  |
| <b>資本剰余金</b>     | <b>39,596</b> |
| 資本準備金            | 844           |
| その他資本剰余金         | 38,751        |
| <b>利益剰余金</b>     | <b>5,213</b>  |
| その他利益剰余金         | 5,213         |
| 繰越利益剰余金          | 5,213         |
| <b>自己株式</b>      | <b>△514</b>   |
| <b>純 資 産 合 計</b> | <b>45,493</b> |
| <b>負債・純資産合計</b>  | <b>52,372</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |       |
|--------------|-----|-------|
| 営業収益         |     | 4,436 |
| 営業費用         |     | 1,726 |
| 営業利益         |     | 2,709 |
| 営業外収益        |     |       |
| 受取利息及び受取配当金  | 81  |       |
| その他          | 5   | 86    |
| 営業外費用        |     |       |
| 支払利息         | 103 |       |
| コミットメントフィー   | 2   |       |
| 為替差損         | 5   |       |
| その他          | 20  | 131   |
| 経常利益         |     | 2,664 |
| 特別損失         |     |       |
| 投資有価証券評価損    | 244 | 244   |
| 税引前当期純利益     |     | 2,419 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 41  |       |
| 法人税等調整額      | △5  | 35    |
| 当期純利益        |     | 2,384 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|               | 株 主 資 本 |           |                    |                  |                                  |                  |
|---------------|---------|-----------|--------------------|------------------|----------------------------------|------------------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 本 利 益 剰 余 金                      |                  |
|               |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高     | 1,197   | 844       | 38,720             | 39,565           | 4,447                            | 4,447            |
| 当 期 変 動 額     |         |           |                    |                  |                                  |                  |
| 剰 余 金 の 配 当   |         |           |                    |                  | △1,617                           | △1,617           |
| 当 期 純 利 益     |         |           |                    |                  | 2,384                            | 2,384            |
| 自 己 株 式 の 取 得 |         |           |                    |                  |                                  |                  |
| 自 己 株 式 の 処 分 |         |           | 31                 | 31               |                                  |                  |
| 当 期 変 動 額 合 計 | —       | —         | 31                 | 31               | 766                              | 766              |
| 当 期 末 残 高     | 1,197   | 844       | 38,751             | 39,596           | 5,213                            | 5,213            |

|               | 株主資本    |                | 純資産合計  |
|---------------|---------|----------------|--------|
|               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |        |
| 当 期 首 残 高     | △559    | 44,650         | 44,650 |
| 当 期 変 動 額     |         |                |        |
| 剰 余 金 の 配 当   |         | △1,617         | △1,617 |
| 当 期 純 利 益     |         | 2,384          | 2,384  |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △0      | △0             | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 46      | 77             | 77     |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 45      | 843            | 843    |
| 当 期 末 残 高     | △514    | 45,493         | 45,493 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

あすか製薬ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

|                        |       |           |
|------------------------|-------|-----------|
| 清陽監査法人<br>東京都港区        |       |           |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 光 成 卓 郎   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 尾 関 高 徳   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 楨 田 憲 一 郎 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、あすか製薬ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あすか製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

あすか製菓ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 清陽監査法人<br>東京都港区 |                 |
| 指定社員<br>業務執行社員  | 公認会計士 光 成 卓 郎   |
| 指定社員<br>業務執行社員  | 公認会計士 尾 関 高 徳   |
| 指定社員<br>業務執行社員  | 公認会計士 槇 田 憲 一 郎 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あすか製菓ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び清陽監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

重要な後発事象は、認められませんでした。

2026年5月25日

あすか製薬ホールディングス株式会社 監査役会

|            |           |
|------------|-----------|
| 常勤監査役      | 軍 司 国 弘 ㊟ |
| 常勤監査役      | 知 久 一 博 ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 木 村 高 男 ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 山 下 功 起 ㊟ |

以 上

## 第5回 定時株主総会会場ご案内図

**開催日時** 2026年6月24日（水曜日）午前10時

**開催場所** 東京都港区芝浦二丁目5番1号  
あすか製薬ホールディングス株式会社 本社ビル 2階ホール  
電話：03-5484-8845



**交通** JR山手線・京浜東北線「田町駅」（芝浦口（東口））…徒歩約10分  
都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」（A4出口）……徒歩約10分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。